

第四十六回国会 農林水産委員会 議 録 第四十九号

昭和三十一年五月二十日(水曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事 小山 長規君 理事 坂田 英一君

理事 谷垣 專一君 理事 長谷川 四郎君

理事 本名 武君 理事 赤路 友藏君

理事 足鹿 覺君 理事 芳賀 貢君

伊東 隆治君 池田 清志君

大坪 保雄君 加藤 精三君

小枝 一雄君 坂村 吉正君

笹山 茂太郎君 寺島 隆太郎君

中山 榮一君 野原 正勝君

八田 貞義君 藤田 義光君

細田 吉藏君 三田 武夫君

豆 四郎君 角屋 堅次郎君

東海林 稔君 中澤 茂一君

橋崎 弥之助君 野口 忠夫君

松浦 定義君 湯山 勇君

稻富 稔人君 小平 忠君

林 百郎君

出席國務大臣

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

出席政府委員

總理府事務官 高島 節男君

農林事務官 丹羽 兵助君

農林事務官 松岡 亮君

農林事務官 松岡 亮君

農林事務官 松岡 亮君

農林事務官 松岡 亮君

農林事務官 松岡 亮君

農林事務官 松岡 亮君

農林事務官 松岡 亮君

農林事務官 松岡 亮君

農林事務官 松岡 亮君

農林事務官 松岡 亮君

農林事務官 松岡 亮君

農林事務官 松岡 亮君

農林事務官 松岡 亮君

委員外の出席者

専門員 松任谷健太郎君

五月二十日

委員 中山 榮一君、松田 鐵藏君、橋崎 弥之助君及び小澤 忠君等

その補欠として八田 貞義君、寺島 隆太郎君、山崎 始男君及び中村 時雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員 山崎 始男君等

欠として橋崎 弥之助君が議長の名で委員に選任された。

五月十九日

国内産牛乳による学校給食事業の法制化促進に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三七五九号)

同(増田甲子七君紹介)(第三三八八号)

同(松平忠久君紹介)(第三八〇九号)

同(福永健司君外十二名紹介)(第三八七二五号)

同(小川平二君紹介)(第三九一六号)

同(下平正一君紹介)(第三九一七号)

同(中澤茂一君紹介)(第三九一八号)

同(原茂君紹介)(第三九六七号)

肥料二法期限満了後の措置に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三七六一号)

同(増田甲子七君紹介)(第三八一〇号)

同(松平忠久君紹介)(第三八一〇号)

同(小川平二君紹介)(第三八一〇号)

同(下平正一君紹介)(第三八一〇号)

同(中澤茂一君紹介)(第三八一〇号)

同(原茂君紹介)(第三八一〇号)

同(松平忠久君紹介)(第三八一〇号)

同(小川平二君紹介)(第三八一〇号)

同(下平正一君紹介)(第三八一〇号)

同(中澤茂一君紹介)(第三八一〇号)

同(原茂君紹介)(第三八一〇号)

同(松平忠久君紹介)(第三八一〇号)

同(小川平二君紹介)(第三八一〇号)

同(下平正一君紹介)(第三八一〇号)

同(中澤茂一君紹介)(第三八一〇号)

同(原茂君紹介)(第三八一〇号)

同(松平忠久君紹介)(第三八一〇号)

同(小川平二君紹介)(第三八一〇号)

同(下平正一君紹介)(第三八一〇号)

同(中澤茂一君紹介)(第三八一〇号)

同(原茂君紹介)(第三八一〇号)

(題)

○高見委員長 これより会議を開きます。赤路委員「委員長発言、議事進行」と呼ぶ。

○高見委員長 定数を一応よく数えてください。

○高見委員長 定数はあります。

○高見委員長 肥料価格安定等臨時措置法案を議題とし、質疑を行ないます。

通告があります。これを許します。芳賀貢君。

○芳賀貢君 農林大臣にお尋ねします。現在の法律により昭和三十一年度の肥料需給計画を、年度開始前の七月中に決定して公表することになっておるわけですが、この準備についてはどの程度に達しているのか、昭和三十一年度の需給計画について。

○松岡(亮)政府委員 現行の二法が七月に失効いたしますので、来年度の需給計画につきましては、現在の二法に基づき需給計画の作業は目下進めておりませんが、しかし法律が成立いたしました場合には、需給見通しに必要な資料の収集等は行なっておりません。

○芳賀貢君 農林大臣にお尋ねします。現在の肥料二法は七月三十一日まで効力があるわけですから、当然現行法に基づいて新しい肥料年度の開始前に、三十一年度の需給計画を

肥料審議会の意見を徴して決定して、公表しなければならぬということになっておるわけですが、当然、これは現行法が延長されるか、あるいは期限一ぱいで廃止されるかは別として、やはり法律の現存する範囲内において、三十一年度の肥料の需給計画というものを政府の責任で明確に立てる必要がある。この点について七月一ぱいで現行法が失効するからという安易な考えで取り扱うことは、これは不当な態度だと思っております。ですからこの点について農林大臣に責任のある答弁をお願いいたします。

○赤城國務大臣 そのとおりで、いま法律があるのですから、法律に基づいて進めていくつもりでございます。現に近く肥料審議会も招集いたしますが、これは本年度の需給計画等について修正すべき点がございまして、そういう点などはかりたい。それから三十一年度の問題につきましては、いま資料集取中でございます。もちろん現行法ができておるのでありますから、現行法のもとでものを進めるわけでありまして。

○芳賀貢君 そういたしますと三十一年度の肥料計画というものは、これは現行法の規定に基づいて必ず期限内において決定して公表する。そのことに間違いはないのですか。

○赤城國務大臣 現行法律が失効する前に失効するかもしれないかわかりませんが、失効いたしますが、そういう手続をとるべく進めております。もし

本日の会議に付した案件

肥料価格安定等臨時措置法案(内閣提出第一五五号)

農林水産業の振興に関する件(市乳価格及びレモン自由化に関する問

第一類第八号

農林水産委員会議録第四十九号

昭和三十一年五月二十日

第一類第八号

農林水産委員会議録第四十九号

昭和三十一年五月二十日

第一類第八号

農林水産委員会議録第四十九号

昭和三十一年五月二十日

第一類第八号

農林水産委員会議録第四十九号

昭和三十一年五月二十日

第一類第八号

農林水産委員会議録第四十九号

昭和三十一年五月二十日

第一類第八号

農林水産委員会議録第四十九号

昭和三十一年五月二十日

第一類第八号

農林水産委員会議録第四十九号

昭和三十一年五月二十日

○芳賀委員　どうもおかしいですね。

場合には、それに準拠して価格問題等を扱うことになるとしても、需給計画に関しては法律がなくなつたから、変わったから、これは無価値なものであるということにはならぬと思うのです。ですからこの点をこの際明確にしておいてもらいたい。

○赤城国務大臣　法律が変わつたから無価値なものになるとは私は申し上げません。しかし新法ができずならば、新法に基づいて需給見通しというものをつくるということになりますから、そのほうへ移るわけであります。でありますので、この法律の成立とともに現行法の需給計画を立てるべき準備はいたしております。この法案の見通しとの関連においてやっているわけでございますので、もし需給計画ができたという場合にこれは無価値だ、こういうふうには申しているわけではございません。もちろん価値あるものでございますが、新法が成立しますならば、新法に基づいた需給見通しに移行する、こういう形になるかと思ひます。

○芳賀委員　それでは準備中準備中というのですが、七月一ばいに、明年度の肥料の需給計画は現行法の規定に基づいてこれを策定する、樹立する。それは政府の行政責任でしよう。しかし七月一ばいで現行法は失効する。それだからして、その後の取り扱いについては、かりに現在審議中の肥料新法なるものが成立した場合には、この法案には需給計画というものはうたつてないわけです。単に需給見通しなるものがある。しかも確安会社が行なう、輸出会社が行なう確安の譲り受け計画を立てる場合には、農林大臣と通産大臣

だそれがちよつと姿をあらわしてい

○赤城國務大臣 大体内容は同じもの

だろうと思います、需給計画と需給見通しは。ただ形の上で、需給計画というものはいまの法律に基づいているものであるし、需給見通しというのは御審議願っておる新しい法律に基づいたものでございますから、新しい法律が成立するということになれば、いまの準備をしておりますが、その需給計画というものは需給見通しという形でつくられる。その計画に名前をつければ需給見通しという形のものになる、こういうことを申し上げておるわけであります。

大な問題ですから、繰り返して言うよ

現行法が延長になれば、そのまま延び

ていくわけだから問題はないのです。もしかりに現在の肥料新法なるものが、このまま通るかどうかはわからぬと思えますけれども、成立した場合においては、現行法と性格的にも質的にも非常に変わってくるわけですから、その場合に、第一に肥料の需給計画というもののは、現行法と次の次元における制度との間において不可分の関係にあるわけですから、現行法で策定した需給計画というものを、次の制度でどういふ形に受け継いでこれを処理するかとていうことが、当然重要な点になるわけです。大臣の御答弁によりますと、もし新法が通った場合には、いまの政府案では需給計画というものは条文には出てこないけれども、内容的にはそれを受け継いで、たとえば需給見通しという中にそれを取り入れて、継承して処理していきたいというふうな趣旨だと理解しておるわけですが、それに間違いはないわけですね。

○芳賀委員 次にお尋ねしたい点は、

○赤城國務大臣 現行肥料二法は、豊

低廉な肥料を需要者、消費者に供給

するということを中心としてできておる法律でございませうけれども、この低廉豊富な肥料を供給する過程におきまして、こういう場合には肥料製造業者の合理化をせざるを得ないのです。そのうちでありますから、この法律というものは合理化に非常に寄与してきておる。ようやく輸出などもふえるようになったし、そういう増産もできてきたし、企業そのものも合理化してきてきた。私はこの二法が合理化に寄与してきたことを強く認めておる一人でありま

す。

○芳賀委員 そうすると大臣と両局長の見解は違ひしないですか。

○松岡(亮)政府委員 大臣のおっしゃったとおりでございます。肥料二法が合理化を促進してきたことは、私どもも申上げたとおりでござい

ます。ただ現在の価格決定方式等において、すべて合理化のメリットが価格の引き下げに向けられたというよう

なことは、ややメーカー側の合理化意欲に対して水を向けた面があるという

ことを申し上げたわけであります。

○芳賀委員 それはおかしいじゃないですか。この肥料二法というのは、これは国内における肥料価格に関する法律だけではないのです。その前提となるのは、いわゆるア系肥料の化学肥料産業を合理化して発展させ、その成果の中から国内における必要な肥料の供給あるいは価格の長期的な安定をはかる、こういう目的のために肥料二法というものが十年間運用されてきておるわけですから肥料合理化法なるものが、十年に及ぶ間にわが国の肥料産業にどういふような貢献をなしたかということ、やはり正確に評価し

なければならぬと思います。今度の政府案によると、合理化の任務は果たしたということ、この合理化関係についてはいささかも触れていないでしょう。輸出肥料会社については、この政府の法案にも載っておるが、現行のいわゆる肥料合理化の面についての立法的な役割りは十分果たしたということ、それは取り入れてないのです。ですからその成果というものをやはりまじめに評価しないといけないと思うのです。これは通産省の倉八局長から明確にしたい。これはただ単にあなた方が肥料価格決定の方式は肥料産業の合理化を阻害したとか、そういうことだけを宣伝強調しておるといふようなことは誤りだと思

います。

○倉八政府委員 先生の御質問に対しては、農林大臣及び経済局長から申されたとおりでありまして、われわれとしても、肥料のメーカーを担当して

おります通産省としても、肥料二法が非常に合理化の成果をあげて、そのために農民の方々に對する肥料の供給が、

低廉でしかも豊富にできたというメリ

ットは大いに認めます。全くそのとおりでございます。ただ一つ合理化をした過程におきまして、価格について、いまのバルクライン方式というものが、あまりメーカーのほうにしが寄り過ぎたのではないかと感じがい

してもタツチしなくともよいといううなおことばでございまして、そういうことは毛頭考へていないのでありまして、化学工業の規模として日進月歩のように新しい技術が開拓されていきます。また自由化した場合、海外からの大きい競争に日本がそのまゝさらされるわけでございますから、好むと好まざるにかかわらず、合理化といふのはさらにいまより進めていかねといけぬし、それからこの法律に書かなくても、政府として、その合理化の面につきまして、ある場合には財政資金の面、ある場合には税の面におきまして、さらに一段と合理化を進めていく所存でございます。

○芳賀委員 問題は国内肥料の価格決定の場合、いわゆるバルクライン方式による加重平均価格であるからして、合理化メリットが全部その価格面に吸収されて、企業者の利潤あるいは資本

蓄積というものはできなかったという

ことを、あなた方は強調されておると思う。私の聞いておるのは、この十年間に及ぶ肥料産業の発展の中におい

て、この合理化法というものはどの程度

の貢献をなしておるのか、この評価

はやはり厳密にしなければいけないと思うのです。たとえばこの合理化法によつても、第三条では「通商産業大臣は、硫酸工業の合理化を促進するため必要がある」と認めるときは、肥料審議会の意見を聞いて、硫酸の生産業者に對し、生産設備及び技術の近代化、企業形態の改善その他の措置を講ずべき旨を勧告することができ」ともう一つは第四条では「政府は、必要がある」と認めるときは、硫酸の生産業者に對し、硫酸工業の合理化を促進するため

必要な資金について、融通のあつた旋その他適切な措置を講ずるものとする。」わすか三條と四條にしか合理化の点はうたつてないが、しかしこれを足がかりにして、政府としてもできる限りの合理化促進あるいは設備の近代化等によつて、国の助長あるいは資金のあつせんとか、政府機関からの融資、あるいは租税特別措置法に基づく税制上の優遇措置、こういうものは常に講じてきておるわけですから、これからこれらの立法上の措置、行政的な措置に基づいて、いまの肥料産業というものは、肥料二法ができた当時の昭和二十九年あたりから見ると、異常な発展を示して

おる。ですからそのことは、たとえば化学工業の中に占める肥料の生産性、あるいはその企業全体の生産性の問題であるとか、あるいは化学肥料生産部門の質的な変化の問題にしても、

あるいは硫酸の生産形態というものがこの肥料二法に基づく、価格決定等

についても必ず合成硫酸によつてということになっておるわけですから、しかし最近の生産の内容を見ると、主体は合成硫酸であるが、副生硫酸あるいは回収硫酸の占める量がだんだん高まつてきておるわけですから、したがって合成硫酸よりもコストの面においては、回収あるいは副生硫酸のほうがコストは非常に低廉であるとされておることは、これは言うまでもないわけですから、

そういうような事情の変化が生じて、現在まで毎年政府が決定しておる肥料の

価格は、これはあくまでも最高販売価格ですから、これ以上高く売つてはな

らぬということ、これ以上高く売つてはなす。この十年間の取引の実態というものは、常にこの最高の販売価格で取引

されておるのですけれども、それ以下で売つてはならぬということにはなっていないわけですから、ですからそういう点を考えた場合に、単にメーカー側の一方的な発言を尊重して、いかにも合理化メリットが全部農民の側の利益として吸収されてしまった、それが肥料工業発展の阻害要因であつたなどということは、これはあまりに當を得ない判断であり、発言だと思つておるわけですから、これからこういう点をメーカー側が発言したり流布することは、これはそういふことを強調して、現行法を失効させて、新しい内容の貧弱な法律を出す根拠にするというものは、これは當を得ないと思つておる。こういう点に對して農林大臣としてはどうお考えなんですか。

○赤城國務大臣 現行法は法律として需給関係を安定させたり、あるいは合理化が進んだという効果は、十分認め

ております。そういうことを否定いた

して、新法を提案しておるわけではございませぬ。現実の状況が、現行の法律として効果は相当あげてきた、その上げてきた土台の上に立つて、新しい事態に即して新しい法律を御審議願う、こういう考え方でございませう。現行法律の二法の果たした役割り、

こういうものを十分認めての上での法律の提案でございませう。

○芳賀委員 次に法案の内容に若干触

れますが、現行法と新しい法案と比較した場合、今度は肥料生産者と消費者であるところの農民側において話し合

です。たとえば取引の状態が買手市場である場合は、これはやはり消費者側の発言が相当強く反映する取引価格にきめられると思うわけです。たとえば従来の国内価格と輸出価格とを見れば、これは世界的にそういうことになっていくが、どうしても国内価格のほうが価格的には高水準になっておる。ですからメーカ側としても、価格の高い市場に有利に製品を処理する場合においては、国内における需要が高まって取引されることを常識的には望んでおられる。しかしそれ以外の大きな理由があつて、むしろ内需向けよりも輸出のほうがメーカ側としても有利であるという、国民にわからぬような理由がある場合は別ですが、常識的に現象面から見ればやはり国内価格が高いのだから、その場合には両者の力関係ということになれば、自分の関係は買手市場のなすような相対的な関係といふものは続くであろうというのを考えれば、これは法律そのものが相当弱くなつても、あるいは法律がなくなつても、急激に肥料の値段が高騰するといふことはあり得ないと思はれるわけですね。この判断は大臣としてはどうお考えになりますか。法律の根拠が強いほうが農民としては安心できるが、それを弱めた場合、あるいはなくした場合の相対的な関係といふものは、取引の上にとつて反映するか、その判断を聞かしてもらいたい。

○赤城国務大臣 価格の問題でございますが、いま御指摘のように力関係といふこともあると思ひますけれども、現状は御承知のように非常にアンモニア系統の肥料も増産されて、四割くら

い輸出いたしておるわけでございますから、需給関係から見まして非常に供給力がふえている、こういうことは売り手側の弱みだと思ひます。供給が減つておるといふことになると、買手側がどうしても弱い立場に立ちますけれども、いま供給が非常にふえているところがいまお話のように輸出のほうに安易な状況だから、どうしても国内のほうで高くするような傾向がありはしないか、こういうことでございまして、そういう面も考えられな

いわけではございせん。御承知のように法律におきまして、輸出につきまして需給見通しに基づいて認可をする。そういう形で輸出を調整して、そして内需を優先するような方途をとつたわけでございます。でございまして、いまの法律のように非常に強い統制のもとで、政府が押えておつたほうが安心感といふものは、需要者にとつては御意見のようではございませんが、確かにそういう面もあると思ひます。しかしながら現在のように供給力が非常にふえた。したがつて輸出の面を押えて調整して、そして内需を優先するといふ形にいたしますならば、供給は十分内需に回るわけでございます。その点につきまして押え方、統制のしかたが緩和されたけれども、私には需要者に不利になるとは考えられせん。もし価格の面において、そういう事態が起きるといふようなことでありますならば、法律にできておりますところの是正命令とか、あるいは調停といふような形で、需要者が不利におちいらないといふような措置をとつてくつくりでございますので、新法に

なつたから不利なものにおとし入れられるのではないかとすることはなからず、私はこういうふうな考へております。

○芳賀委員 次に、先ほども申しましたが、需給見通しという非常に消極的なものを、新法で打ち出す理由はどうなんですか。一年間の需給計画といふものは、十年ずつと続けて毎年度きつておるわけですから、そこに大きな欠陥といふものはなかつたと思ひます。

ですから、従来の成果から見て、需給計画といふものによつて内需の優先確保とか、また輸出についても、それは輸出会社が一手に買ひ受けて、そして統一のある輸出業務を行なうわけです。そういうことになると、これは計画に基づいた運営といふものは、決して行き過ぎにはならぬと思ひます。ただ肥料懇談会ですかの昨年末の意見書等を見ると、需給計画なんかつくりかたが悪い。それから見通しの内容も公表しないほうがいいとか、何か悪いことをしているやうな、そういう懸念の答申案といふもので、非常に奇異の感に打たれたわけですが、この点は現行法によつても、需給計画を公表しなければならぬことになっておるが、公表すべきでないといふ規定も文書で通達すればいいという規定も配慮されておるわけですね。したがつてこういうことを考えた場合に、やはり肥料の需給計画といふものは明らかにして、内需に対して優先的な安定措置を講ずるといふ場合においては、当然これは肥料を消費する側から、年間の肥料の需要がどのくらいであるかということをも明らかに計画的に表面に出させて、その

必要量の確保ということ、生産面においても当然政府がメーカを指導してやらなければならぬと思ひます。現行法には生産命令とあるわけですが、譲渡命令を勧告の形で出せることになつておるが、今度の新法案にはそういうものはないが、せめて国の年度の需給計画のごときは、明らかにするといふ必要が当然であると思ひます。これができないという点がどこにあるのか、その点を大臣から明らかにしていただきたいと思います。

○赤城国務大臣 先ほど申し上げましたように、需給計画と需給見通しの内容は、大体私は同じだ、こう御承知を願つてもいいと思ひます。ただたまたま、現行法律においては強度の統制をいたしておりますので、ことに出荷指示とか、あるいは生産指示とか、あるいは調整保管命令、こういうものをやるためには、これは見通しといふことでなくて、需給計画に基づいてやるというふうにしてなければ、たまたま上ならないわけでございます。ところが御承知のように生産命令も出荷命令も出したことはない。調整保管等については、ここ数年その必要もなくなつたやうに、供給力がふえてきておるやうなわけでございます。でございまして、需給計画といふやうなものに基づいて、生産、出荷、調整等を押えていくといふことは、措置をとつていく必要はない、こういうふうな考へておるところの段階に入つてきたわけでありまして、でありますので、内容は同じであります。たまたまからいいますならば、需給計画といふやうなことでなく、見通しといふのは、御承知のやうに価格の決定等につきましても、両

当事者の話し合い、こういうやうなたてまえでございまして、そういうたてまえから、たまたま論として見通しといふやうなものにしていく、こういうことでございまして、でございまして、私は少したてまえが前の法律より変わつてきておるので、そういう点からたてまえの調整というか、たまたまの一貫性という形から、この需給計画といふやうなものが、需給見通しといふやうな形になつておると御了承願ひたいと思ひます。

またこれを一般に公表するかどうかという問題がございまして、これは価格を協議する場合に、その根拠がなければなりませんから、当事者にはこれを見せるといふことは、その必要が普通生ずることは大体当然だと思ひます。ただ一般的には御承知のように商売といふものは、技術等の——最近におきましては機密といふものがいろいろあるわけでございます。ほかの会社の機密を盗むといふやうなスパイ戦が、非常に盛んといふ時代でございまして、そういう機密にわたる面は、商売の道義上といふことは、企業の道義上もよくと出しにくい問題と、それから国際競争がございまして、やはり日本の商品、日本の肥料をできれば——これは入札でございまして、高く売りたいのは私どもとして当然だと思ひます。そういう面におきまして国際的な面等もありまして、機密にわたる面もないわけではございませんので、そういう二点から、これを一般には公表しないといふたてまえになつておるわけでございます。でございまして、たまたま論からいふ結論が出てきておると御了承願ひたいと思ひますので、

ざいます。

○芳賀委員 現在まで十年間公表しても差しつかえなかった。弊害が起きなかつた。どうしても差しつかえがあるという場合には、公表を避けて、関係者だけに文書で通達すればいいということに、現行法ではなつておる。要は生産計画に基づいた生産、あるいは消費とか、輸出をやるとかいう点等、この需給見通しというものは、政府の行政の努力というものがそのに介入しない、生産とか需要の動向が大体どうなんだろう、推定でどうなるかという、単に趨勢をその年度にとつて、大体この程度ということであつて、この中身は同じだと言われるが、実態は違ふと思ふのです。ですからそうではない、肥料というものは必要生産だと思ふのです。一年間に農民がどのくらい、どのような種類の肥料を必要とするか、その必要にこたえて、肥料の生産というものは内需面においては十分確保してもらわなければならぬということになるわけですが、このことはやるといふのですから、そうしなければなり国内の需要に対してはどのくらい、たとえば種類別に三十九年度は需要があるかということとを事前に明らかにして、それにこたえ得る生産体制というものはどうするかということ、これはもう生産と消費の關係で一番必要なことだと思ふのです。それをあいまいにして、内需優先でございませうと言つても、現在の制度から見ると、大きな欠陥が出てくるわけですが、問題は國際競争の場において、三十九年度ほどの程度の輸出があるかということが事前公表されたような場合、國際市場においてもし不都合があるとすれば、そ

これらの点は計画の中においても適切な措置はできると思ふのです。われわれの言ふのは、国内の肥料については需要にこたえた生産というものを、これを十分やつていかなければならぬのではないかとすることにすれば、肥料というものは無計画に使うわけでない、それから、明年度の肥料の需要はどのくらいであるかということ、これは農民である生産者団体から徴して、計画というものは立てられておるわけですから、特に現行法では前三十年の肥料年度における消費の動向というものを、あるいは農業の事情の変化等を参酌してきめるといふことになつておるのだからして、從來どおりの需給計画を計上しても、いささかも心配はないと思ふのです。それを何か需給計画とか長期計画といふと、社会主義の言ふようになってしまふとか、資本主義の経済の中でそういうことはうまくないといふような考えが強いようなんです、十年の歴史を持つておる肥料の制度ですから、新法が非常に骨抜きになつておることは大臣も御承知のとおりですが、せめて需給計画くらいは看板に出す必要があつたと思ふのです。いかがでしょうか。

○赤城國務大臣 いまでも特に一般に公表というわけではなくて、しばらく関係者には通知を出すという形で、現行法でやつてきたわけでありませう。今度の法律でも、公表を禁止しているといふわけではございませう、関係者等に通知をする。でございませうから、國際競争力とか商売に差しさわりのあるのでは困ります。差しさわりのないような關係におきましては、当事者等にも通知し、その当事者の通知で一般にもわかつてくるというような形は、これはあり得ると思ふ。何も厳禁しておるということではございませう。それから計画ということ、何も計画を立てればみな社会主義経済ではないかといふふうな考へておりませう。すべてやはり一つの見通しといひますか、そういう計画という名前は使わなくても、あるいは計画という名前を使つてもけっこうです。いまあらゆる面において、見通しというものを持つていかなければならぬような段階に入つておると思ふ。でございませう、根本的に何もそういう見通しとか計画というものを拒否するといふことでなくて、むしろそういう計画を立てて、あるいは見通しを立ててやつていくといふことが、私は自由主義経済におきまして、重要なことだと思ふ。そういう立場であることもひとつ御了承願ひたいと思ふ。

○芳賀委員 農業基本法にしても、私たち社会党の立場からは、これは長期生産計画で、そういう計画性というものを前面に出して農業を進めるといふ立場をとつておるし、政府の場合には基本法にしても、その他の制度にしても、大体見通し程度で終わつておるわけですが、しかし自由主義経済の中においても、最近では計画経済といふことが、それを逆に経済計画といふことは最近出てきているわけでありませう。やはり経済あるいは生産に対する計画性が必要であるといふことは、これは否定できないと思ふ。ですから、そういう客観的な経済の諸事情の中において、何も古くさい見通しなるものを引き合ひに出さぬでもいいじゃないか。これは問題点ですから、この程度にしておきます。

次にお尋ねしたいのは、現行法におきましては、需給計画はア系肥料全体に対して策定されておりますし、価格の決定については、合成硫酸だけに限つておるわけですが、今度の法案によると、これは特定肥料というのを政令で規定しております、これはほとんどア系肥料全体を品目にさすと思ふのですが、今度は両当事者間で価格折衝をやることになるわけですから、法案にうたうところの特定肥料全に対して、肥料の生産者と農民側において話し合ひをして、取引価格をきめさせる、こういう考えですか。

○松岡(亮)政府委員 法律の二条でいっております特定肥料は、硫酸アンモニアのほかに、価格安定をはかることが特に必要と認められる肥料を政令で定めるということになつております。さしあたりは從來どおり硫酸アンモニアを取り上げて価格をきめていく、こういうことになつておるわけですが、将来何らかの事情で必要が出た場合、たとえば現在ア系合成硫酸の値段がきまると、尿素の値段もきまると、また硫酸の値段も成分価から取引上のずからきまると、そういうことで、合成硫酸についてきめておるわけですが、カリとか過燐酸につきましては、これはもう全部が輸入でございませうけれども、国内ではほとんど安定した事情でございませう。フレイトとか、外国の輸出価格の変動がある場合に若干の移動がございませうけれども、最近ではおおむね安定してまいつておりますので、直ちに政令で定めてやるという必要も、目下現行法のもとでも感じていないのであります。しかし将来特別な事情でもあれば政令で定めていく、こういうことでございませう。

○芳賀委員 現在最高販売価格を硫酸安について国が公定するわけですが、これはいいですが、今度の場合、両当事者間で話し合ひで取引価格、取引の条件をきめるといふことになつておるわけでありませうけれども、硫酸以外は相談してはいけなかつたということにならぬでしょう。政府にそういう規制力はないでしょう。硫酸はもうきめておる。あわせて同時に生産される。いまの肥料の生産形態はそうでしょう。最近では特に硫酸よりも尿素の消費量のほうがふえておるわけですが、ですから同時に、硫酸についても話し合ひで値段をきめるといふことになつて、硫酸の値段が建て値になつて、尿素はそれの大半を比価幾らぐらゐといふことになつておると思ふ。その尿素等についても、これは法律に基づいて話し合ひできめるといふことは、一向に差しつかえはないといふこと、硫酸だけはやりなさい、それ以外のもものは政府が必要と認めない限りやつてはいけなかつた、こういうかた苦しみのものではないと思ふのですが、その点はどうなんですか。

○松岡(亮)政府委員 独禁法の適用を排除してやる場合には、政令で定めなければなりませうが、相談してはいけなかつたといふことはないわけでありませう。必要がありませうならば、われわれも、尿素は両当事者でこの法律に基づいて価格の取りきめをやつてはいかぬといふようなかた苦しき考えは、持つておるわけではございませう。現

在は一応合成硫安の最高販売価格をマ
ル公できめておきまして、それで一応
値段も、ほかのものが大体安定し、きま
ておけるといふことでございますので、
そう痛切な必要を感じない、こういう
ことでございます。

○芳賀委員 政府が必要を感じなくて
も、農民の側で必要を感じる場合があ
るでしょう。そういう場合に、今度は
相当大幅に自主性を持たして、政府の責
任が後退しておるわけだから、いやで
もおうでも当事者間で話をするといふ
ことになれば、硫安だけはやれ、それ
以外はやってはいかぬということには
ならぬでしょう。ですから当事者の間
で、硫安も必要であるが、あわせて尿
素等についても同じように、これは特
定肥料として政令でおきめになるわけ
ですが、政令で定められた特定肥料と
いふものを必要なものは全部列挙し
ておいてもらって、その品目については
やはりこの法律を根拠にして話し合
いをして、適正な取引価格をきめる、取
引条件をきめる、こういうことで、ど
か新しい道を開かないと、古い道路の
幅は昔どおり、今度は道路が悪くなっ
ても直してやらぬということではいけ
ないと思うのです。こういう点はもう
少し積極性のある態度を示したほうが
いいと思うのですが、どうですか。

○赤城国務大臣 特に当事者が硫安だ
けでよからうというような考え方があ
るのでございまして、政府の指定する特
定肥料についても取りきめを締結するこ
とができるというようにしてありま
す。もちろん硫安がきまれば、尿素と
か塩安の成分比もいまのお話のよう
にきまってくるわけでありますが、価格

がどれだけだということが話し合
きまっておれば、一般の農家や消費者
にはわかりいいわけでございます。
ですから、しいてこれをきめると
を考えているわけではございませ
ん。そういうものでその際きめてい
く、こういうことが望ましい、こう思
います。

○芳賀委員 この点は結局価格問題
の折衝だけではなくて、たとえば年間
の種類の肥料はどのくらいかといふ
点についても、これは消費者である農
民の側からも、それにこたえる生産
者の立場からも、数量というものは一
番大事なことになると思う。政府はど
うもおそろしくて触れられぬと言
うが、当事者は数量とか価格というも
の一番大事なことになるわけであ
ります。ですから新しい新法でいくとい
う場合は、当事者間において年間の生産
目標とか、需要の目標というものを定
めて、輸出分については明確でない
にしても、そういう点は政府のほうで十
分指導して、重要な肥料についてはこ
ういう機会に相互の話し合いの中で適
正な取引価格をきめるというように、
ぜひこれは持つていくべきだと思うの
です。

次にお尋ねしたい点は、肥料生産業
者あるいは肥料を使う——農民的な考
えかもしれませんが——農民的な考
えかもしれませんが、われわれ
はどうも生産者といえれば農民を表現
するような観念から抜け切れぬわけだ
と、この法律では肥料をつくる者が生
産者といふことになっております。そ
で話し合ひの場合、法律によると、両
当事者あるいはいづれか一方が団体交
渉をする態勢になった場合には、話し
合いを進めることができるというこ

になっておるわけです。しかもその話
し合いをする場合には、需要並びに生
産の分野において、一定量をこえた条件
でなければならぬといふことになって
おります。この点の満たされる最低の条
件というものは、製造業者側あるいは
農民側の場合はどの程度のものをい
うか、その点はいかがですか。

○松岡(亮)政府委員 メーカーの場合
は、個々のメーカーが相寄りまして、
相寄ったメーカーのトータルの生産量
が、国全体の生産量の五〇%以上を占め
ておれば、当事者たる資格が出る。それ
から需要者側の場合は、全購連がす
でに取り扱い量におきまして六、七〇%程
度になっておりますので、これは全購
連が当事者になり得ることはもちろん
でございます。五〇%というものが相当
比率になるわけでありまして、したがっ
てほかの取り扱い業者団体は、五
〇%より以下でございまして、それ
らは単独には当事者になれない。全購
連が当事者になってメーカーと協定を
結ぶ場合には、ほかの団体はそれに参加
することができ、こういうことにな
るわけでありまして。

○芳賀委員 そうしますと需要者側
を代表するものは、いまのところ全購
連といふことになるわけですね。全購
連が需要者を必ず代表するかどうかと
いう根拠はどこにあるのですか。
○松岡(亮)政府委員 現実に取り扱
い量におきまして、農家が買入肥料の五
〇%以上を扱っておるという事実、実
際は七〇%くらいになります。それ
は農家にとつては非常に大きなこと
であります。代表とか非代表とかいうこ
とでなくて、現実には農家の要求によ
って肥料の買い付けをやっておるわけ

あります。またメンバーが個々の農民
でございまして、全購連が単独で当
事者になり得るというところは、当然考
えるべき筋合いではないか、こう考
えております。

○芳賀委員 内需の予定量の五〇%以
上に達する、それだけのメーカーの数
をこちらが選定するわけですか。
○松岡(亮)政府委員 需要者が選定す
るわけではございません。メーカー側が
相寄って総生産量の五〇%以上を生
産している生産業者が集まった場合——
名前をあげて言いますことは差しさ
わりがありますけれども、たとえば東洋
高庄、三菱化成、日産とか、いろいろ
な会社がございます。そういうもの
のトータルした生産量が、日本全体の
メーカーが二十数社ございまして、そ
の総生産量の五〇%をこえる場合、そ
の幾つかのメーカーが当事者たり得
る、こういうことであります。

○芳賀委員 その場合は、メーカー側
といふのは結局硫安工業会が主体と
なつて行為をするということになるの
ですか。
○倉八政府委員 いま農林経済局長の
お答えしたとおりでございますが、そ
の場合の主体といふのは硫安協会とか
あるいは塩安協会といふのが主体にな
るのはございませんで、総生産の半
分以上の量に達した個々のメンバーが
集まるというものがこの法律の規定で
ございまして、したがって団体自身がその
協定の対象にはなりません。

心になつてそういう体制を整えるもの
がなければできないと思う。需要者側
は組織的に全購連とか果の経済連とい
うものがありますからこれは間に合う
としても、その点もう少し明らかにし
てもらいたい。

○倉八政府委員 事実問題として申し
上げますと、各二十数社あるのがわ
い言ひましても、意見がまとまりま
せん。したがって現実問題としては、た
とえば硫安協会の会長が中心になりま
して、こういう法律によつてこうい
う協定をしようといふ、いわゆる音頭
とりということになるかと思ひます。
○芳賀委員 その場合、私たちは必ず
しも新法を支持しているのではないの
だから深入りをしたくないが、需要者
側において、相手にだれでもかまわぬ
といふわけにはいかぬのでしよう。話
し合ひといふものは、自己を有利に導
くという態勢は必要なのでしよう。そ
の場合需要者側において、いわゆる相
手を選定して話し合ひをするといふこ
ともできると思ひます。法律上これ
はできないという根拠はないでし
ょう。たとえば東洋高庄とか、そうい
う会社を相手にして話し合ひをしまし
やうという呼びかけはできると思ひ
ます。この点はいかがですか。

○倉八政府委員 たとえば全購連があ
る特定のメーカーだけを想定して取引
するといふことは、これは法律的に
は自由でございまして、それはここで
いう協定とはちよつと違ひまして、そ
れは実際の、より掘り下げた取引段階
だろうと思ひます。たとえば東洋高庄
の硫安を何トン買おうとか、あるいは
日産のものをどれだけ買おうというの
は法律的には自由にできますが、それ

はここでいう協定ではないのでございまして、実際の取引上の問題だろうと思ひます。

○芳賀委員 この法案の第二条に出ておるが、その双方又はいずれか一方が「云々」ということになってゐる。ですから、たとへば需要者側だけが全購連なら全購連を中心にしてそういう体制ができるという場合でもいいわけですが、一方が共同の体制を整えて、他の相手方に対して、これは価格決定に対する取りきめの十五日前に交渉ができる、折衝をすることができるといふわけですね。これは法律上からもできるのじゃないですか。

○倉八政府委員 ここでいうこの協定の場合は、メーカーの集まりの比率というものが、集まったメーカーの生産量が全生産量の五割以上でなくてはならないということになりまして、全購連の協定はそれを相手に協定するということとございまして、いま先生の御質問の、個々にやるという場合にはこの法律でもできますし、ここでいう協定とはちよつと違ふかと思ひます。個々にどの会社からどう買ふとか、あるいはあなたのところのトンの値段をどうしようというものは、それは取引の問題でございまして、ここでいう協定というのは五割以上の生産を持つような人が集まりなさい、それと需要者が話し合ひまして、その価格を協定するというのがこの規定でございまして、個々の場合のそういう取引は、これは協定という範疇よりも、むしろ取引の実体というふうに申し述べたほうが適當かと思ひます。

○芳賀委員 それではもう一步掘り下げると、結局需要者側は農協の共同団体一本にまともなる。ですから相手方に

対しては、この生産の全量を買う必要はないのですからね。需要者はいわゆる内需と称されるその範囲のものが手当てできればいいわけですね。その場合、法律改正——これは改正じゃない、現行法改正の上は、内需の価格決定の場合、バルクライン内の加重平均というものが阻害要因だということを強調しているのだから、向こうさんの言いなり次第になれば、全メーカーが参加するわけですね。価格交渉の場合には総平均的な、あるいはそれ以上の主張が生まれることは火を見るよりも明らかです。自主性があるからそれに従ふ必要はないでしょう。ですから需要者側においては、そこまでやる力があるかどうかからいへば、私どもであれば、とにかく従来のコスト実績というものはわかるわけだから、そうすると肥料価格を有利に導く場合においては、従来はバルクラインの範囲内におけるメーカーは、いずれの会社であるということとはだれでもわかるわけだから、そういう会社を相手にして交渉をすれば、一番受当な交渉ができるわけですね。だから一社一社と話をするわけでもない。必要量を満たされる、コストの比較的安い、そういう会社をあらかじめ選定して、その数量は生産量の五〇%をこえるものという形で交渉はできると思ふのです。できないとなると問題になるので、では国内価格をつり上げるために法律をつくるのかということに当然なるのです。具体的なことになります。この点を明確にお答え願ひたい。

○倉八政府委員 それは形式的にはそういうこともできるかと思ひますが、ただそれもある特定のところだけをピックアップして、そこだけが協定を

結ぶ対象だということとは、法律の問題というよりも安定した形で供給ができるかどうかというようなことにもなりましますから、だれが加入した、どこでこの会社が加入して協定を結ぶかということは、一つは消費者の問題でありましますし、一つは供給者の問題でございまして、そういう問題につきましますから、そういう問題につきましますから、やはり十分双方の意見が反映するような協定に持つていったほうが、一番よからうと私は思ひます。

○芳賀委員 それは政府、自民党でも、中国に対して政経分離の方針でいつてゐるでしょう。だれでも同一条件で話し合ひに應ずるといふことは、いまの政府、自民党でもやっていない。それを当てるはめるわけでもないが、需要者側の利益というものを、交渉とか取引の中で有利に導かなければならぬということであれば、やはり相手の選定ということも考えなければいけません。それは需要者側の態度いかんにかかるといふ問題です。バルクラインがけしからぬということばかり言へば、こつちも対抗手段としてやれるといふことが、政府の説明の中ではつきりしてない、何でもかんでも製造業者に押しつけられて、それに承服するといふことになるかと思ふ。ですから認定される条件について、価格が受当であるかないかというものは一体何をいうわけですか。この思想というのは、これは安過ぎても承認しないのではありませんか。当事者が話し合つて、これでいいですといふても、政府は、これはあまり安過ぎるという場合には承認しないのでしよう。そうじゃないですか。

○松岡(亮)政府委員 あまり高過ぎてもあまり安過ぎても、つまりあまり高

くて農家の経済に著しい影響を与へる、あるいはあまり安くて生産者側の企業自体が立ちいかぬような価格は、もちろん是正しなければならぬと考へております。

それから先ほどからお話のありました点であります。二つの点がありまします。軽工業局長から申し上げたのでありますが、需要者側は協定を必ずしも結ぶ必要はない。自分のほうへ有利と思はれる企業だけをピックアップして、取引の相手にすることができ。これはこの法律が別にそれを規制してゐるわけではございません。第二段の問題としては、先ほど御質問でおつしたように、需要者側もある幾つかのメーカーに対して、協定をつくらうじゃないかという呼びかけをすること、もちろん規定は排除しておるわけではございません。それによつて相手方が応ずるかどうかという問題は、おつしやるとおり相手側の態度いかんでございまして。そういうふうな解釈いたしております。

○芳賀委員 ですから協定の場合、カルテルに参加するかしないかは当事者の任意ですから、それを強制するような場合は承認しないということになるでしょう。この契約から、この排除条件というものがここにあるから、ですから相手方の選択権があるということとを明らかにしておかぬと、これは常に乱用する必要はないが、どこかよりどこのがなければ、こんなものはあつてもなくても、どうしようもないじゃないかということになると思ふのですけれども、こういう点は農林大臣としてどうお考えになりますか。

○赤城国務大臣 分析すると、二つの面があるのではないかと思ひます。需要者がどこから買つてもいいではないか、これはどこから買つてもいいと思ふのです。どこを選定してもいい。ただし価格の協定をする場合には、需要者の団体と生産者のカルテル的な団体ができるわけですね。それは全需要の、生産量の二分の一以上を持つておる人が集まらなければ、価格の協定を結ぶところの資格は出てこない、こういうこととございまして。ですから売買や選定についてどこを指名し、どこをやろうということは、現実の契約面において自由にできると思ひます。私はそういうふうな理解しております。

○芳賀委員 そうすると問題は五〇%以上、それぞれ数量を扱うことが資格条件ということになると、これは一対一ということになるのです。たとえば二対二とか二対一ということになるわけですね。半分以上の数量でなければならぬということになれば、残りは半分以上ということになるわけですね。ですから、たとえばこの肥料販売業者、需要者は、全購連が需要者を代表するということになる。たとえば系統的には全国肥料商連合会というのがある。これは結局参加はできるが、アウトサイダーとしての取り扱いをするわけですか。ですから当事者だけで協定した価格というのは、当事者間の力の及ぶ範囲の取引になるが、いわゆるアウトサイダーに対する規制というものはやるのかやらないのかです。

○松岡(亮)政府委員 アウトサイダーに対する規制はやらぬことにいたしております。いまの資格認定の場合でございまして、これは五〇%以下、

二〇%くらいの取り扱ひ量でございませうから、単独としては協定の当事者たる資格はございませぬ。しかし全購連が協定を結ぶ場合に、それに参加して、つまり全購連と一緒に当事者たることはできるわけでございます。

○芳賀委員 次に、具体的な価格交渉をやる場合に、政府は、要求があった場合は必要な資料の交付、あるいは交渉が順調に進むような助言的なことを交渉の過程においてやるわけですね。交渉が成立しない場合には、次に調停に乗り出すということになっております。この調停というものはどのような内容なんですか。

○松岡(亮)政府委員 調停で、仲裁とかそういうことをやるわけではございませぬが、まず両当事者の言い分、主張を十分聞いて、政府側が持っている資料に基づき判断、あるいは政府側のある判断として妥当なもの、あるいは無理ではないと思われることを整理、調整いたしまして、意見を調整する。それぞれ両当事者の言い分をよく聞いた上で、意見の調整をすることが、まず第一であると思います。

「委員長退席、坂田(英)委員長代理着席」

それで両者とも納得のいく線が出れば、それで調停は一応成立するわけでございますが、それでもなお意見の調整がでない場合は、政府自身の第三者としての判断を加えた調停案で、まず両当事者を説得する努力を続ける。それで納得されれば調停はでき上がる、こういう段階であり、内容になつております。

○芳賀委員 価格決定上、調停といつても有権的な根拠はないでしょう。あ

くまでも努力を続けて、当事者が納得できるように努力する。成立しない場合には、調停案でもそれを承諾させるというものはしないでしょう。それは困るじゃないですか。その場合、取引というものはどういうことになるわけですか。肥料というものは季節的に使うわけですから、交渉が長引いて値段がきまらなければ、肥料は出すとか出さぬというものは必ずしもないでしょう。春肥にしても秋肥にしても、必要な時期に必要な量は確保しなければならぬ。しかし値段がきまらぬから、引き取りができないとか、受け渡しができないというものは、性格上ないでしょう。だから交渉が難航する場合には、必要量を必要な時期に取引するということは、行政的に指導して、従来どおりやらすわけですね。そうして価格については、時間が長引いても、納得のいくような交渉を進めさせよう。ただ現物の引き渡し、価格決定というものは、同時にできない場合がある。そういう場合に適期に肥料を渡されるようにするということが、この法律の根拠あるいは運営からいっても重要な点ですから、これは間違いないわけですね。

○松岡(亮)政府委員 その点は、調停が長引き、あるいは話し合いが長引くという場合等におきましては、従来の例からいいますと、肥料審議会に最高販売価格の諮問をいたしましたも、答申をいただけなかったということ、最近毎年のように続いております。この間、暫定価格での取引が事実上行なわれている。そのあとで政府が一方的にマル公をきめて公示したということ

がしばしばある。長引いた場合は、これは暫定的ということ、取引そのものを円滑にするようなことは起こらないと考へておりますが、万一調停がどうしてもできないという場合が起きる場合には、需要者は個々のメーカーから直接の取引で値段をきめて、安いところから買っていく。どういうふうになりますか、そのやり方はいろいろあると思いますが、そういう事態は起こり得ると思います。

○芳賀委員 話がつかぬから、安いところから個々に買うといつても、安くきまらぬから、話が進展しないのでしょ。安くきまれば、話は長くなるからない。だから難航した場合、必要な時期に必要な量を確保せないと、これは農業生産にも重大な支障が及ぶわけだから、それはそれと切り離して、価格については政府が努力してきめさせる。その場合きめ手がでないですね。これは大臣も乳価の中央調停で経験されてい

る。いまの酪振法で中央調停機関を設けて調停することになっている。しかし当事者の話し合いがどうしても成立しない場合は、調停という一つの有権的な行為によって応諾させるきめ手がないので、乳価の中央交渉も非常に難航して、大臣も苦勞されたわけですね。この点については、これは非常に欠陥があるから、酪振法等の改正の場合には、きめ手があるような根拠をつくらなければならぬということ、大臣もしばしば言われておる。そういう苦い経験を経ながら、今度は肥料法案の場合には、もう一回その経験を繰り返すというふうなことは、愚の骨頂だと思ふのです。政府があらゆる調査を行ない、報告を徴して、これが妥当である

というのが、いわゆる調停案だと思ふ。あくまで自主的にこれをきめるのが望ましいが、どうしても調整がつかぬという場合は、最終的にはこれは政府の調停案を示して、そうしてたとえ一週間以内とか十日以内に両当事者がのまない場合には、その時日を経過したらこれはのんだことにするぞというくらい力がないければ、これはいかにないと思うのです。これはやはり法案の欠陥だと思うのです。これは大臣から聞かなければ……。大臣は乳価問題でも苦しんでいるのですよ。また同じことをやる必要はないでしょう。あなたは畜産局を担当してないでしょう。

○松岡(亮)政府委員 調停の執行力でございますが、確かに乳価の例もございまして、大臣からも、こういうこともあるからそれでいいじやうぶかということを、私どもに念を押されたわけがあります。ただ乳価の場合と情勢が非常に違うというところは、よく御承知のとおりでございます。一方では全購連という、七割くらいの取り扱ひをする大きな中央団体がある。メーカー側も従来からかなりまとまった動きもできる団体で、実態的にはそういう相違が非常にあるわけでございますが、それと政府としては輸出の調整権という権限を持っておりまして、また調査権を持って、従来の蓄積もございまして、資料を相当整備しておりますので、説得するだけの材料はかなりそろえられるという見通しを持っております。そういうことから、政府としては場合によつては非常な努力を要すると思ひます。農林省、通産省、両省にもまたがるのでございますから、場合によつて

は非常に努力を要することはあると思ひますけれども、これをまとめることは可能である、こう考へておるわけでありませう。

○芳賀委員 もし法律が通れば、松岡さんと倉八さんがおるからだいじょうぶだといふかも知れないが、いつまでもあなた方は局長でいるわけじゃないでしょう。あるいは長官になるかもしれない。とにかくそれがやつてもこれは失敗したということにならぬように、新しい法案を出す場合には考へてもらわなければいかぬ、こう思ひます。いまの農協の体制というのは弱いから、これは経済局長が御存じのとおり、農業協同組合だからといって、これは必ずしも農民の利益を完全に代表しているかというところ、そうじゃないでしょう。これは後刻資料を求めますが、連合会あるいは単協において、肥料二法に基づいてこの価格が公定されておるのですから、扱つても損はないですね。そういう制度の保護を受けて、たとえば農業協同組合の行なう事業の中における肥料の取り扱いにおける利益の度合い、経営の利益全体の中に占める肥料取り扱ひの利益率というものはどの程度であるかというところは、あとで資料を出してもらえばわかります。ですから、やはりその体制あるいは体質がどうであるかというところ等も考へないと、これは高くてもきめる気があればいつでもきまりますからね。だから全購連なら全購連がほんとうに農民の立場というのを代表して——これは何もしない立場に終始しろというのじゃないですよ。貫くものは貫くという、そういう質的な力というものがあれば心配はないが、

とにかく安易なる気持ちできめればい、量的にどれだけのマージンがあるというだけでやられては、大臣が何も調停権を出す必要はないかもしれぬが、そういう安易な道だけを見通して、だいたいどうぶきましますということは、ちょっと困ると思うのです。ですからそういう場合には、やはり大臣も心配されておったとおり、きめ手というものを法律に根拠づける必要がほくはあると思うのです。これは大臣から承りたい。

○赤城国務大臣 お話のような点も私もずいぶん考えたところでありすが、この場合には、御承知のように価格がきまらなかった場合には、是正命令があるわけではない、是正命令が価格がきまらないで調停にかけた場合、その調停できまらない場合どうするか、こういうことでございすが、調停におきましても、政府の調停の価格というものは調停中に出せるわけでありすが、それを両方がのまないというわけで時期が来てしまったというところでございすが、わきのほうに是正命令がありますから、そのときにかりその値段ではきまらない、しかしメーカーのほうに力が強くて高い値段できめてしまった、そうすれば横からは是正命令でそれを直すという、刀でもありませんが、あまり切れる刀でもないけれども、刀を持っておりすが、牽制はできる、こういうわけで、私は調停がきまらないままで終わってしまうというのでは、まあ率のほうが多いのではないか、こういうふうにおもいます。また調停できまらないでおる場合に——きまる場合はどっちかという

と安易より高くきまってしまう場合だと思ひますが、その場合にはいまの是正命令でチェックしますから、そういう意味で牛乳でも苦勞して、この面でもずいぶん私もおもったのでございすが、是正命令という一つの横のあれがありますから、ひとつこれでやってみていいのではないかとこのように考へております。

○芳賀委員 私は、いま大臣の言われた是正命令というのは、調停を努力してやってもととのわなくて、何らかの価格がきまらなかったのを是正するために出す場合ではないかと思うのです。立案者の考えはそうじゃないかと思うのです。それであれば、これは調停案を有権的にのませたほうがいいのです。調停案ではきめ手がなく、あと正命令でちゃんと直せるというのではおかしいのです。だから是正命令を發動する場合は条件というものは、調停がととのわなかった場合の事後処理としてやる場合とは、ちょっと違ふのじゃないですか。これは局長、どうですか。

○赤城国務大臣 それは違ふのです。私も違ふ面でも申し上げてゐるので、価格が不当あるいは妥協を欠く場合には是正命令が出る。調停の場合は価格がきまらない場合に調停に入るわけですから、それできまらないというわけではございすが、しかし片一方に正命令というのがあるのですから、まあ俗に、そういう商取引はなからうと思ひますが、調停にかけてもきまらない、きまらないで、かりに高い価格で、おれはこれではなくては承知しないというようなことで、調停が不調になつておるという場合がある、そういう場合に、政府は調停の指示価格というものは持つ

てゐるわけですから、もしそういう価格できまってしまうば是正命令を出すぞ、こういうことになれば、やはりこつちの調停の指示価格というやうなところに落ちつくのが大体の筋道ではないか、私はこう考へて申し上げたのでございまして、是正命令の場合と調停の場合とは別個の場合でなされることと考へてゐます。しかし御指摘のとおりでございます。それは正命令があるというところは、調停がきまつていく一つの牽制になる、こういうふうにかへるわけでございます。

○芳賀委員 次に、政府の調査権あるいは報告を徴するというこの点です。これはやはり価格交渉をやる場合に、政府から提示する資料の根拠になるわけですね。現行法の場合には、肥料価格をきめる場合には、生産費あるいは数量、いろいろな調査をする場合に相当強い態度で報告させておつたわけですが、今度の法案に言うこの調査あるいは報告というものは、現行法における調査、報告と内容は同じものであるかどうか、その点はいかがですか。

○松岡(亮)政府委員 現在二法に基づいてございすが、これは生産数量、在庫数量、出荷数量等の数字と、もう一つは生産費の調査でございすが、最初の生産数量、在庫数量等はわりあい単純な数字でございすが、生産費につきましてはこれはなかなか複雑でございすが、おおむね生産費につきましては、現行法と同じような調査をいたす予定でございすが、ただ、いままでのようにあまりに念の入つた面もあるかというやうな感じも持つておりますので、簡素化できる面は簡素化したい、

そういうやうな考へを持つております。

○芳賀委員 現在の制度は、これは政会の第九條に載つておるわけですが、「農林大臣及び通商産業大臣は、左の表の上欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、法第十五條第一項の規定により報告を求めることができ、肥料の生産業者に対しては、いま局長の言われたとおり、肥料の生産数量、在庫数量及び出荷数量、肥料の販売数量及び販売価格、肥料の生産費、それから肥料の販売業者、肥料の生産費、それから肥料の購入数量、在庫数量及び出荷数量、肥料の購入価格、肥料の販売数量及び販売価格、こういうものが規定されて、さらに調査権の場合には立ち入り調査ができるということが今度の法案にも載つておるわけですが、ですからこの報告を徴する場合に、やはり現行法に掲げる報告事項の規定については、全面的に報告せよというようにしななければいけないと思ひます。あまり簡略にして、それで十分だということになるのでしようが、これだけやつても、私も昭和二十九年、三十年には当初の肥料審議会に出たことがあるわけですが、なかなかこういうものを政令でうたつてもいい資料は出ないのです。それを今度は、松岡さんの考へではもうちょっと簡略にするというのでしよう。そういう簡略にされた權威のない報告がされた場合、当事者が価格交渉をやる場合に、重要な資料として權威がないものになると思ひます。これを報告させる場合は、權威のある資料を整えるためにも、従来の同様の内容を盛つたものを報告させ、それぞれ生産業者も販売業者も報

告の義務があるということに明確にしておかなければいかぬと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 御趣旨はごもっともかと思ひます。私も生産数量とか在庫数量、販売数量、そういうものはわりあい単純な数字でございすが、從來どおり問題なく継続いたしますが、生産費については御趣旨ごもっともでございすが、連続性がそこなわれようになつては困る。ただたとえば工場の設備が同じでございまして、改造した場合は別といたしまして、農地の利用などやや違つたわけでございます。それを毎年同じことを繰り返して調査する必要がある。個々の要素の値段は変動があると思ひますが、これはむしろ政府が査定する場所が多いわけでございます。それはそれで別途の調査ができる。そういうふうに変動しないもので、一々詳細に報告をとり、あるいは立ち入り検査するということのような煩瑣なこととはやらない、こういう趣旨でございすが、

○芳賀委員 企業上あるいは生産要素の中でやや固定した部分については、これは毎年毎年同じことを繰り返して調査をやらなければならぬ煩瑣は避けられる点があるかもしれませんが、しかし化学肥料企業の中における肥料の生産というものは、全体の企業の中ではだんだん割合が低くなつておるわけですね。また尿素と硫酸との関係等においても——ですから、これは単純なコスト調査と違つて、この企業全体の中におけるものは、原価の分配というものをどうするかというところは非常にむずかしい点ですから、一定の基準に

基つて判断されるよりほかしようがないと思うのです。ただ政府資料に基づいても、最近回収硫安、副生硫安が相当量、量的に生産されておるわけですが、これは化学産業全体の構造的な変化の中から必然的に生じてくる製品ですから、これを押えるということとは当然できないと思うのです。ですから、これは二十九、三十肥料年度当時と三十七年あるいは三十八年の計画内容と比較しても、相当大きな変化をたどつておるわけですが、たとえば三十八年の計画によれば、合成硫安は計画面からいふと百四十七万トンで、これは全体の硫安の六五%、回収硫安が五十一万トンで二五%、副生硫安が二十三万トンで全体の一〇%、こういう割合を示してきておるわけです。従来の法律は合成硫安だけを対象にして価格算定等をやつてきたわけですが、現実にはこの回収硫安が五十一万トンをこす、さらにまたふえるというふうなことになるれば、この点を度外視した価格交渉とか、それからこのコスト上の判断というものは、これを除外してはなかなか適切でないと思います。ですから今度の場合は、これは自主的にやるのではあるが、こういう点に対しては政府としてはどういふような扱いとされるか。

○倉八政府委員 いま御指摘にありましたように、回収硫安がほとんど出てくる、今後ますますふえることは、当然の事実でございます。それでこれを価格決定にどう織り込むかということでございますが、いままでのバルクラインの方式におきまして、回収硫安というのはいくつあると、回収硫安と副生硫安とを同額だとみなしまして、それで価格方式をつくつておるわけでございます。

原価計算自体が、まだいまのところ非常にわかりにくいものでございますから、合成硫安の二十一工場の中の最も安い合成硫安の価格と同じだということにみなしまして、価格を決定する。したがつてバルクラインということが非常に下がつてくるわけでありまして、したがつていままでこういう組織がずっとできておりましたから、今度の交渉におきまして、こういう方式で両者がお進めになるか、あるいは合成硫安をきめられまして、そうして回収硫安をそれよりも何割引きなら何割引きと、このおきめになるか、その点は今後の研究問題として、また両者もいろいろ御研究になっておるようでございますから、いずれということではなくて、回収硫安については合成硫安よりも常識的には安いということだけは一致しておりますから、価格決定におきまして、そういうことを念頭に入れて交渉されるだらう、こう思います。

○芳賀委員 次に輸出会社の関係ですが、今度の新法によつても、現在ある輸出会社というものは、結局法律上継承されることになるわけですが、その場合、従来から問題になっておる点は、輸出に生ずる赤字というものは、内需価格にこれを転嫁しないということですが、十年間法律が運用されてきたわけですが、今度はそういう根拠というものが一応なくなつたわけですが、これは肥料の製造業者から見れば、やはり同一経営の中において、絶対に内需と輸出分を整理を区分して、一方の損失だけを処分するということは、なかなかできないと思うのです。ですからそういう場合、輸出赤字の不転嫁の原則というものを今後法律運用の中で

どうやるかということとは、これは一番農民の立場から見ても心配の種だと思ふわけですが、ですから、これを一体どういふふうに政府としては処理するかというところを、この際明らかにしてもらいたいと思ふ。従来は輸出会社がメーカーから輸出用に買い取る価格については、これは政府が公定した最高販売価格というものを基礎にして整理を行なつて、ある時代においては赤字たな上げをやつた時期もありました。その後は税制の中において、租税特別措置法で償却年次を早めるとか、また赤字を繰り越し欠損処分がでるとか、いろいろの道が講ぜられておるが、今回の場合には、そういう特別措置というものは、輸出会社の面についてもあまり配慮されておらない点もあると思ふ。ですからこれらの点については、今後どのようにされるのかという点について、詳細に述べてもらいたい。

○倉八政府委員 こういう硫安会社をつくる必要性というところは、先生も十分御認識していらつしやうと思ひますから、お答えする必要はないと思ひますが、いまの前段に御指摘になりました最高販売価格を輸出価格とみなして、実際の手取り価格との差をいわずに、輸出赤字として積むという方式は昨年の一月一日からやめております。したがつていままで従来いわれた輸出硫安赤字といふものはございせん。ただ実際さつきも御指摘のありましたように、いま輸出が高くなつてもまだ四十四、五ドル前後、国内マル公が五十二、九セプトくらいですから、まだ相当あるのではないかと。この赤字の不転嫁をどのようにやるかというところを、わかれわかれといたしま

しては、いままでずっとつてきていた方式は、輸出の赤字というものは国内には絶対転嫁しない、企業内の経理の操作あるいは企業の合理化努力によつて、それを吸収するというところを一貫してつてきております。今後の問題として、観念的に言えることは合理化のメリットが出た、その場合に農民のほうにもそのメリットを供与するし、それからメーカーもある程度、そのメリットをもらう。そのメリットがある場合には、輸出の赤字の助けにもなるというふうな、わかれわかれとしましては考えておるわけでございます。したがつて、輸出の赤字が即国内に転嫁して、その分だけ国内の価格が農民の購買価格にはね返るといふことは考えておりませんし、またそういうことは絶対さすべきではない、こういうふうな考えております。

○芳賀委員 これは倉八さんにちやつとお尋ねしておきますが、世界的に肥料の価格形成を見ると、国内価格はイタリヤの場合は四十八ドルくらいで、あとはみんな五十ドル台、輸出価格はそろつて三十数ドルということになつておる。共通な点は国内価格が高い、輸出価格が安い。どの国もそういう方式をとつておる一番の原因はどこにあるのですか。自国の農民に肥料を高く売つて、輸出は安くする。ですからむしろ表面からみれば、輸入したほうがその国の農民は有利だということにもなるわけですが、国際的に自国の肥料価格は高く、輸出価格はそろつて安い。そうして競争しておるという根源は、どこにあるのですか。

○倉八政府委員 いま御指摘のように、例外なく輸出は安いのでございまして、ドイツにおいては去年の七月の終わりで補助金を出しておつたし、イギリスはまだ続けておるということでございますが、各国がそういう態勢をとりましたのは、輸出面から言いますと、大体二つの原因というふうに従来から言われております。

一つは、肥料というものはできるだけ自給自足をしたい。そうして安定した供給をはかるといふのが、各国の一番の大きい政策だろつと思ひます。したがつていままで日本がかつて大正三年まで、外国のいわゆる窒素カルテルにじゅうりんされまして、ある場合には安いものが入るけれども、ある場合にはべらぼうに高いもの、あるいは定期的に来なかつたという苦杯をなめたと同様に、外国も自給自足したいということがありまして、そういうことで肥料工業を非常に起こしたわけでございます。

もう一つは、これは肥料工業と申しますか、化学工業の特性でございまして、必ずしも化学工業だけに及ぶかどうかは別として、特に化学工業にはその傾向が強いのは、装置工業をたぎ起こしますと、それをフルに動かすといふのが一番重要な点でございまして、たとえば十の設備を持ったほうが一番安い肥料ができる。その場合に国内には六しか行かない。それなら十なら十の設備を持つて六をつくつたと仮定しますと、非常に生産費が高くなるわけでございます。したがつて外国としましては、いま言いましたような第一の理由から装置工業を起こした。ところが装置工業を起こしてみると、大

きいプラントにならぬといかぬ。大きいプラントになるのが一番コストが安い。ところが国内の需要は限られておる。したがいまして残るものにつきましてはいわゆる比例費をかせいで輸出すれば、結局国民経済的に見れば得た

○高見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

市乳価格及びレモン自由化に関する問題について質疑を行ないます。質疑の通告があります。これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員　昨日の閣議で牛乳の値上げが決定されたのですが、その経緯と政府の所信はどうであるか、まずお伺いいたします。

○赤城國務大臣　政府としては、消費者物価値上げの抑制の立場にあるのであって、牛乳価格の引き上げは極力抑制すべきであるという強い態度で、勸

獎をいたしておったのでございます。
 ところがこれを押える手もなかなか
 いうちに、地方的にはどんどん値上げ
 をしてくるというような面が非常にふ

えてきておりまして、大きい業者に対してしましては値上げを押えておったのでございますが、中小業者等において地方的に値上げなどを約束したものが出て

まいりました。そこでもどうしても値上げを押えることができない、こういうことであるならば、生産者のほうへその値上げの多くの部分が還元され

るといいますか、生産者の価格が上がるような形になって、そうして供給力がふえるというようになるならば、最小限度の値上げというものは、

認めるとか認めないとかいう権限はな
いけれども、実際問題としてそれを容認
するということもやむを得ないような

状況ではなからうか、こういうふう

考えておって、さらに折衝を続けておったのでございます。たまたま昨日の閣議の席上で、私のほうからではございませんが、企画庁のほうから、どうも押える手というものがないという

ことならば、生産者のほうへ大部分の金、大部分というわけではありませんが、生産者のほうでは二分の一ということを要求しているようでございますが、いままでの配分の実績を下らない程度において生産者のほうに還

元されるということであるならば、やむを得ないのではないかというような話が出まして、農林大臣の考えはどうかということでありましたので、私の

ほうといたしましては、その趣旨では賛成だが、その前に値上げをするなということと折衝中なんであります、こういうことで折衝の経過を話し

たので、実はきのう認めたというふうな記事にはなっておりませんが、別に対の発言もなかったものだから、そのままと認めたようになかったこうになって

しまったので、私のほうとしてはまだ折衝中だ、こういうことであったわけでありますけれども、事実上きのうの時から急速に値上げが認められたよう

なかつこうに進んできてしまいました。そういう経過でございました。

○芳賀委員 この問題は相当大きな関

心を持たれておるわけですが、従来も政府としては、市乳の値上げ問題等については有権的に押える根拠がない、全く放任したような態度で今日に至っ

たわけなんです。その間に各地においても値上げが実際に行なわれるような事情が進んで、既成事実を認めるよう

な形で、昨日の閣議で、一合について

末端価格二円の値上げを認めざるを得ない、こういうことになったことは、政府としては権威のない態度だと思われます。しかし問題は、消費者の世論等をわれわれが聞いても、重点を、

市乳価格の構成の中において、たとえば生産者の原料価格、メーカー側の処理加工者、あるいは末端の販売店、小売り店の分担すべき経費、この配分というものが市乳の構成の中において適切なものであるかどうか、さらにまた生

産者が市乳を提供する段階から家庭にまで配達される流通の経路において、内容を根本的に改善する必要があるのではないか、こういう点はしばしば

ば指摘されるわけでありますけれども、政府として明快に積極的に処理したという事例はほとんどないわけです。ですから今回の場合にも、各地に

おいてこれが議論されたり、あるいはまた世論の注意を浴びておるときです。からして、もう少し政府として指導的な立場というものを確保して、そうし

て適切な処理をすべきであつたのじゃないかというふうに考へるわけですが、この点については農林大臣としてどうお考えですか。

○赤城国務大臣 折衝の過程におきまして、すなわち値上げをするなどという過程におきましても、またそれ以前におきましても、いま御指摘のようなこ

とにつきましては、いろいろな措置、あるいは指導を講じてきておったわけでございます。現在におきましては、値上げするといったした場合の配

分、これは自主的な交渉によって決定されるものではございますけれども、しかし牛乳の価格には従来とも配分率

があつたのでございます。であります

から、改定前の配分率を下回るようなことはないようにというふうにいたしております。また学校給食でございですが、学校給食に回しておる牛乳等につきまして、末端であるということでは

値上げすることになったしますると、父兄の負担、あるいは父兄の負担が現在のままであるとするならば政府の補助が相当ふえなければ、苦痛を感じるわけでございます。そういう意味から考えましても、現行価格を改定しない

ようにという点、あるいはまた流通過程で、こまかくなりますが、入れもの、容器等につきましても、びんの大型化をするように、たいていの家庭で五合

ぐらい以上飲むというのが多いのでござい
ますから、五合びんなら五合びん
ということにいたしまするならば、そ
の経費も省けるわけでございます。あ

るいはびん以外の容器の開発を検討させまして、その実施にもつとめてきておられますけれども、それを進めることとか、それから配達でなくて店売りの

場合等には、小売りの方面でも相当の値引きを行なうような措置をとるべきではないか。あるいは月ぎめの大口需要者につきましては、適正な値引きを

行なうべきではないか。こういう関係の指導といいますか、そういう面等におきましては、小売り業者の代表等も呼びまして、そういう話も実はさせて

おるわけでございます。問題はもっと根本的な問題にあらうと思います。再びこの委員会におきましても御指摘がありました、私どもも酪農関係につ

さまして根本的にもっと深く検討して、酪農が生産者としても成り立つようなものに検討を加えていかなければならぬ。

らぬ、こういうことを、御指摘にもありますように、また私もそういうふうにお答えいたしておりますし、検討いたしておりますが、そういう面におきまして、生産者のほうの生産意欲も、また生産していく上においての収入面も確保できるように、消費者の面におきましては、生産者から消費者へ渡る価格が非常に高くなつていて、おられますから、そういう経費等も省け得られるならば、消費者の方面にも、そういう高くない価格で供給ができるというふうな方法も、さらに検討したならばあり得るのではないかと、こう考えまして、そういう検討も続けておるのでございまして、当座といたしましては、夏に向いておる現在、末端の消費者の価格を上げたというふうな動きが強く出てきておりましたので、それにつきましては第一段階としては自衛を要望いたしましたが、上げるといふことでありますれば、最小限度一合について二円限度、できるだけ上げない面を拡大していくべきではないか。それから流通面等におきましては、十分考えていくべきではないか。そうしてまた上げたものの配分につきましても、改定前の配分の率を少なくとも下らざることを、生産者のほうにより多くの値上げ分が還元されるように、こういうような指導といたしておりますが、勧奨をいたしてきておるわけでございます。

○芳賀委員 昨日の閣議の発言等を見ても、重点は値上げをする場合は、これはその主体を生産者乳価に置くべきである、こういう発言が、宮澤長官はじめ農林大臣はもちろんでしょうが、主体をなしておると思う。それで現実

にいま脂肪規格三割の牛乳価格は、これは家庭配達で一合びんで十六円ということになっておるわけですが、そうしますと、一升にするのは百六十円の価格になっておるわけですが、ところが一方、市乳供給店の生乳の生産者価格というのは、一升について六十五円、一合にして六円五十銭という取引価格になっておるわけですが、そうしますと現状において、生産者の価格の約三倍に近い価格で、市乳の末端価格というものが決定されておるということになるわけですが、こういう点は、諸外国の市乳の価格構成を見ても例がないのです。生産者価格と流通段階における経費の分野というものは、大体五割、五割くらいのところが高いほうの限界だと思つておるわけです。日本の場合には非常に構成比が、これは不当に生産者に犠牲を負わしておるわけですが、それから、そういう事情を閣議においても認識されて、今回やむを得ず値上げする場合においては、一合について二円、一升について二十円ということになるわけですが、これ、この配分は生産者を中心に行なうべきである。メーカーについては従来も市乳の取り扱いにおいて、この利潤をあげておるからして、この利潤をもつてむしろ乳製品の経営面をカバーしている傾向が強い。また販売店等についても、市乳の需要が、一〇年も年間に伸びておる事情の中において、むしろ一店当たりの取り扱い量が、売店の組織体系の中において、過当競争が激化しておるのではないかと、思うのです。こういう実情を無視して、単にメーカーあるいは販売店を重点にして値上げを容認するということは、こ

れは不当である、こういう意見が昨日の閣議を支配したと思つておるわけであり、す。ですからこの際政府としても、現在の普通牛乳一合十六円の価格というもの、生産者、メーカー、小売店において、どういふような価格の配分が行なわれておるかということ、まず明らかにしておく必要があると思つておるわけですが、そうであるならば、かく犠牲になつて寄与しておるにもかかわらず、値上げのしわ寄せは全部これは生産者の恣意的な要求が強いから値上げが行なわれたというふうな誤解が生じやすいわけですが、担当の農林大臣として、こういう点はやはり消費者に対して内容を明らかにして、そして政府の責任において、流通段階における不合理というものをすみやかに是正して、その成果というものが生産者及び消費者にあふえるというふうな行政を、ぜひ進めていく必要があると思つておるわけであり、したがって今回二円値上げが行なわれた場合、一合生産者を中心にして価格体系を是正するというのであれば、はたして生産者に対してどのくらいの割合、あるいはメーカー、販売店に対してどの程度の配分というものを、政府が指導的に行なうべきであるか、その点を明らかにしてもらいたいわけですが、

この際前例であります、昭和三十七年の三月に市乳が一円値上げされたことがあるわけですが、このときの政府の指導方針というものは、一円値上げした場合の二分の一、いわゆる一合五十銭、一升五円は、これは生産者乳価を全面的に是正すべきである。生産者乳価全体に対して、この一円の値上げの半分の一升五円というものを是正に向けるべきである、こういう通達がありましたが、そういう行政的な指導を行なったことが実はあるわけですが、それから今回の場合も、政府として具体的な指導ができない、有権的な措置がとれぬということではなくて、前例もあることですから、農林省として、たとえば二円値上げする場合においては、そのうちどれだけを重点的に、生産者に対して乳価の全体的な是正を行なうべきである、残りをメーカーあるいは販売店について、これを是正すべきである、こういう具体的な指導方針というものを打ち出して、これを協力者求むべきであるというふうになつておるわけですが、大臣の御意見はどうですか。

○赤城國務大臣 まさに御意見のとおりなんです。非常に安い生産者価格が、末端において高い消費者価格になつておる、これはどうしても是正しなければならぬと思つておる。しかしそれにつまみしても、値上げがメーカーのためになるような値上げでは、私はもう絶対に有権的な力を持っておらぬ制度であつても、これは認めるわけにはいかぬ問題と思つておる。そこでいまのところ折衝して、あるいは向こうのほうから話している面につきましても、二円値上げ、二円のうち八十銭が生産者、小売りのほうに、二十銭がメーカーのほうに、このように言つておる状況でございます。メーカーのほうは三十銭、前には小売りのほうが七十銭、メーカーのほうが五十銭という率であつたわけであり、今度は小売りのほうが九十銭でメーカーのほうは三十銭、こういうふうなことで折衝を畜産局長にもさせておるのであります。生産者のほうは二分の一であればいいのですが、いまのところは八十銭ですから、二分の一までいっておられません。小売りのほうが非常に強い主張をいたしておられますので、いまの段階ではそういう折衝過程である、こういうふうに御承知願ひたいと思つておる。

○芳賀委員 そうしますと昨日の、生産者に対して一合八十銭、メーカーは三十銭、小売店九十銭、これは農林大臣が、このように配分が妥当だといふ案を示したのではないのですか。

新聞では、農林大臣がそのような配分案というものを示して、それに対して企画庁長官はじめ、いやそれは不当である。生産者価格というものをこの際正すことを目的に値上げでなければ、これは認めがたいという強い発言が行なわれたという意味の報道をしておる新聞が多いわけですが、その点はどうなんですか。

○赤城國務大臣 話はいまと違つて、生産者に還元されるようなことであるならば、認めてもいいではないかというふうな発言が、経済企画庁からあつたわけですが、ですから私も、それはそのとおり賛成だといふことを話したのでありますが、折衝の過程や、向こうから話が出ておるの、二円上がるといふ場合の配分が八十銭、九十銭、三十銭、こういう配分になっておるということとを私に認めさせたわけではないのです。新聞には認めてしまつたようですが、大見出しで出たわけでは、いま私が申し上げたような経過を話しておる、それが新聞に出たのです。ですから私のほうは、新聞記者にもこういうことは言つておらなかつた。ですから

あとで、農林省関係の新聞記者諸君には、ほかではそういうことを言っているが、農林大臣がしゃべらぬのはけしからぬ、ということをおっしゃるわけですが、私はそこで経過を言ったわけであって、そこではきめたことかといふものではない、なかつたものだから、ほかのほうで私が経過を話したものがそういう趣旨で出たものだから、それで認めてしまったような形で報道されました。しかし私はきのうはそう言ったので、何も経済企画庁長官が、農民に返るのが少ないんじゃないかと反駁したというわけではなくて、農民に返るのが先だといふような話が出て、経過の点において、私がそういう経過をちょっと口にしたのがあつたという記事になった、こういう実情でございます。

○芳賀委員 どうも政府の中でも池田派の発言というのは、あまり当てにならないので、総理大臣にしても、革命的農政と言つても実際はあまりやつておらない。直系の宮澤君にしても、昨日の新聞で見ると、農林大臣よりもむしろ農政に熱意を持って、あくまでも生産者中心でなければならぬと、あなたの言えないようなことを企画庁長官が言つたような印象を与えておるわけですね。ですからそれに力を入れる必要もないわけですね。やはり農林大臣として制度的に押えようがないから、有権的な措置がとれぬということであつて、過去においても三十七年の一円値上げのときには、その半分は生産者乳価を是正するために配分するといふ方針を立てて、これを局長通達で流して、全体の乳価に対して是正した経過があるわけですね。ですから今回のこの市乳値上げを機会にして、

生産者乳価を是正するということは、単に市乳分の生産者乳価だけを是正するということにはならぬと思つたのです。現在市乳供給量の一升六十五円という価格、これは単に市乳の部分だけということにはなつていないわけですね。したがつてこれは原料乳も合わせて生産された牛乳の全量に対して、この際適切な価格を是正するといふことは当然なことになると思つたわけですね。この点が明確にされないと、いや、市乳の分だけしか上げないのだとか、原料乳はそのまま放置するとか、あるいは昨日の報道によつても、学校給食に用いる牛乳の生産者価格に対しては値上げしてはならぬ、こういう全く不統一な態度が見えておるわけですね。ですからこれは生産者乳価を今回の市乳値上げを機会に是正するといふことであらう、当然生産される生乳全体の価格構成といふものをどうするかといふことが、非常に大事な点になると思つたが、この点はどうかお考えですか。

○赤城國務大臣 いまの値上げを要望しているのは市乳の問題でございますが、この配分等につきましても、生産者には一番重きを置くといふ考えでございます。したがつていまして飲用乳ばかりではなくて、原料乳のほうにも値上げの効果が及ぶように配慮していくといふつもりでございます。

○芳賀委員 時間の関係で要点だけ申し上げますが、次に、一般の市乳供給についても、最近はいわゆる白ものとかわれる普通牛乳が、非常に供給数量が減つてきているわけですね。そうして同じ白ものでも加工牛乳であるとか、あるいは色もと言われるフルーツ牛乳とかコーヒール牛乳とかいふものの供給

量がふえておる。これは消費者の要求がそういう傾向を示しておるのではなかつて、むしろメーカーの生産あるいは販売方針のもとにおいて、利益率の低い普通牛乳といふものの流通がだんだん減るような形が作爲的にとられて、そして利益率の高い加工牛乳であるとかあるいは色もと言われるフルーツ牛乳とかコーヒール牛乳といふものが、市場をだんだん占めるような形が出ておるわけですね。それは決して食料行政の上からいつて好ましい状態ではないと思つたのです。普通牛乳の鮮度のいい良質なもの、消費者あるいは家庭の一番強い要望だと思つたのです。それが満たされない形で、単に利潤追求の形で販売政策とか生産政策がとられておるということになれば、これは非常に問題があると思つたわけですね。こういう点については、流通面は農林省だけの力では及ばぬとしても、政府全体の責任において根本的な是正を行なうということにはできると思つたのです。こういう点についてはどうかお考えですか。

○赤城國務大臣 白い牛乳とコーヒール牛乳とか加工したような色のついた牛乳と両方出ておりますが、確かに白い牛乳でないようなものが出回つております。しかしこのところは、私も私ども調査によりまして、その率といふものは、白でないほうがふえているという傾向ではございませんが、率が安定しているといふのも適當なことばかどうか知りませんが、そういう形でいま出回つておるようでございます。しかしこれは實際養分面から言ひましても、家庭の要求から言ひましても、白い加工等でないもののほうが好まれるし、必要でございますから、そういう

う面に配慮を加えるようなことは、これは流通消費関係の問題としてもいたさなければならぬ問題と思つた。その他流通方面におきましての、さつき申し上げましたように、店先売りといふようなものの値引きとか、あるいは容器の問題とか、あるいは毎日の配給でなければ隔日に配給するとか、流通面において改正を加えて、消費者、需要者にサービスできるような面がまだ多々あると思つた。そういう面につきましても一そうくふうをこらしていきたい、こう考えます。

○芳賀委員 結局きのうの話にもありましたが、いまのように一本一合びん入りで、家庭が寝ておるうちに家庭に配達しなければならぬ、こういう生活様式とか販売様式はもうとるべきではないと思つたのです。すなわち市乳を飲用するような家庭は、ほとんど冷蔵庫を備えておるわけですから、何も毎朝毎朝、家族の者は寝ておる、牛乳配達をする人だけが夜起きて配つて歩かなければならぬといふ問題ではないと思つたのです。それで先日当委員会において総合食品の小売り市場法を審議した場合には、まず東京都に二十カ所小売り市場ができる場合も、当然飲用牛乳等は扱うべきでないかといふことを、わが党の同僚から発言したわけですが、それに対して政府委員のほうからは、いやそれは市乳等については系列化されておるから、特別の系列のものだけを市場で扱うわけにいかない、こういうような熱意のない答弁が行なわれておる。ですからさつき小売り市場を公営的なものを設置するといふことになれば、そこへ食品を買いに来た場合、たとえバリエーションの容器等に入れ

ておけば、それを一緒に買ひものかごの中に入れて持ち帰つて冷蔵庫に入れておけば、少なくとも三日くらいは変質しないで新鮮なものが飲めるわけですね。ですからそういう点は流通機構の改善とか、小売り市場を公営的なものを設置するといふ場合においては、家庭の主婦が市場まで出かけて、そして低廉な牛乳を買つて帰るというふうな、そういう生活上の慣習をつくつてもらうといふことも、これは政府の立場から指導、宣伝する必要があると思つたのですが、何もそういうことはやらないのですか。その点はどうかお考えですか。

○赤城國務大臣 小売り総合市場等の問題につきまして、政府のほうからいまお話のとおり答弁があつたように聞きましていただいても、私はいまお話のうちに、そういうところで白い生牛乳を買い出しというわけではないが、店に来てその場で売れるような方法などは講ずべきだと思つた。大体小売りの総合市場などの設置の目的がそういう趣旨なんですから、私はそういうことはやつていいと思つた。またやりたいと思つております。

○芳賀委員 次にお願いしたい点は、学校給食用の牛乳です。これは国産で四十万石一応三十九年度で予定されておるわけですね。そうするときに、この間の話の話を総合すると、学校給食に提供する四十万石の生乳については値上げをしてはいけない、値上げをさせませんといふことを、話し合ひの中で取り上げたといふふうに伝えられておるのですが、これはどうお考えですか。農林大臣としては、他の牛乳はこの際値上げをするが、この四十万石

の牛乳価格については、あくまでも生産者の負担、犠牲においてこれは動かさぬという考えか、その点は一体どう考へておられるのか。それからこれにあって、小林厚生大臣と申しましたが、側上をしないかわりに、学校ごとに生乳の簡易殺菌設備というものを設ければ、これは一設備について十五万ないし十六万で済むのだから、これは国の負担で学校へ備へて、そうして直接生産者の牛乳を学校へ持ち込んで、そこで簡易殺菌をして、そうして学童に飲用させるほうがいいのじゃないか、こういう発言も確かにあったわけですが、これは新たな一つの発言であつて、われわれ注意しておる点でございますが、この学校給食用の生産者乳価は上げないという点と、学校に直接簡易殺菌設備というものを速急に設けて、学校において殺菌処理を行なつて生徒にこれを飲用させる、これはつながらりがあるわけですが、これはこの点に対する政府の方針の概要というものはどういふことになつておられるのか、伺いたい。

○赤城国務大臣 学校給食のほうを値上げしないというのは、学校給食の消費者のほう、飲むほうの値上げをしないということなんです。生産者のほうは、別に生産の価格を上げないでよくというのを言っているわけではございません。全体から見ても、生産者のほうは、上げるべきものは上げなくてはならないと思ひます。消費者の問題だけです。それからいま衛生関係の法律や何かありまして、殺菌なども低温殺菌以外にやらせないという形になつています。それで生産者の組織の問題もあり

ますが、生産者が直接学校へ売りに来るというのは、組織がもっと強化される必要もあると思ひますが、それは別といたしまして、そういう面から見て、殺菌の方法なども簡易に目的が達するような方法があるならば、そういう機械等も据えつけるようにいたします。これは国で全部やるという、そこまで深く考へての検討ではございませんが、そういうものを据えつけて、生産者が直接学校給食に牛乳を提供する、こういうような方法なども講じていくことが一つの方法ではないかという点で、その点について私も賛成でございます。これにつきましてもいろいろ予算面とか補助という形でどういふふうになるか、学校当局や厚生関係当局とも相談し、また財政当局とも相談していくべき問題として残つておるわけですが、方向としては私も賛成でございます。やっ

ていいことだと思ひます。○芳賀委員 いまのお答えによると、学校給食用の生乳価格については、別にこの分だけ押さへるというのではなくて、一般の牛乳価格が上げれば、これは当然同じように是正される。ただその消費者価格を上げないということであれば、学校給食用の牛乳の負担というものは、国の負担と一部の父兄の負担ということになるわけですね。消費者負担を上げないということは、父兄の負担すべき分は負担増はさせないということだと思ふ。そうすると牛乳の値段は上がる、父兄の負担はふえないということになれば、その値上がり分はだれかが負担しなければ解決できないということになるわけですね。結論は言うまでもなく牛乳価格の上がつた分だけは、国庫負担分がそれだけふえるという解決方法しかないわけですね。これはあたりまえのことを聞くようですが、念のために伺つておきます。

○赤城国務大臣 現実には学校で飲むものは、十六円なら十六円ということでは、二円上げません。父兄の負担もふえないし、国もいま補助している率でもらうほかないのです。加工なり何なり——そういう考え方で進めておつたわけですね。○芳賀委員 それでは生産者値上がり分はメーカーに負担させる方針だけはつきりすればいいわけだからね。そういうふうな理解しておきたいと思ふ。あと残つた質問はあとにしますが、この簡易殺菌、これはわれわれは、生産地帯における飲用牛乳の殺菌処理は、実情に応じて、必ずしも低温殺菌でなければならぬということはないのじゃないか、高温殺菌も併用すべきであるということをしつぱ主張しておるわけですが、今日まで主として厚生省が食品衛生的な立場から、これに反対してきたわけですね。それを今度は厚生省の親玉の大臣が進んで、学校給食用は生産地帯においては政府が学校に簡易殺菌設備を十五万ないし十六万投ずれば済むのだから、そこへ生産者の牛乳を持ち込んで、高温殺菌の簡易処理を行なつて飲用すれば、これは中間経費もかからぬし、殺菌の固定的な費用も少なくて済むわけですが、これは大きな前向きな発言だと思ふわけですね。ですから、思ひつきで閣議でちよつと言つたので、あと考え直して取り消すということにならないように、十分農林大臣としても耳にしておるわけだから、これを今後すみやかに政府の方針として、具体的に実現、運営できるようにしてもらいたいという点だけはこの機会に明らかにしたいだきたいと思ふのです。

残余の質問は、お帰りになつてから継続することにいたします。○赤城国務大臣 従来なかなか厚生省で聞かなかつた問題を、厚生大臣がやろうと言つたので、けっこうなことで、非常にいい手がかりができたわけでありまして、お話のような線に進めていきたいと思ひます。○高見委員長 暫時休憩いたします。午後二時二十九分休憩。午後三時四十七分開議。○高見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。市乳価格及びレモン自由化に関する問題について、質疑を続行いたします。芳賀委員 先ほどの大臣の答弁で概要は理解できたわけですが、具体的な問題について、現在の市乳の配給価格が一合十六円ですが、その場合、生産者価格、それからメーカー価格、小売り店価格の価格構成の内容がどうなつてゐるか、この点を明らかにしたいだきたい。○赤城国務大臣 折衝中の配分のこと、先ほど申し上げました。従来の配分がどうなつてゐるかということにつきましても、事務局から……

○檜垣政府委員 十六円の建て値になつております普通牛乳の家庭配達の場各の各段階における価格でございますが、東京を基準で見ますと、生産者の受け取り価格が六円三十銭、約三九・四%に当たります。これにメーカー段階での経費が四円十銭加わりまして十円四十銭、メーカーの部分で占めますものが二五・六%。小売りが十六円で販売ができた場合を仮定いたしますと、五円六十銭のマージンというところでございまして、全体に占めます比率が三五%に相なつております。○芳賀委員 配分率は、前回の五月六日の当委員会において、局長からも四〇%、二五%、三五%の現在の価格配分になつておるといふ説明がありましたが、ここで問題は、生産者手取りの六円三十銭あるいは六円五十銭ですが、これは必ずしも市乳に該当する乳代が六円三十銭ないし六円五十銭ではないと思ふのです。これは市乳を供給する地域の会社へ売り渡す取引価格というものが、六円五十銭ということになつておるわけですから、市乳の価格算定をするという場合、結局厳密にこれを区分すると、市乳分の乳価というものは決して六円五十銭の割合ではないと思ふのです。そのことは、たとえば北海道を中心とする原料乳の生産地帯の取引価格は、三十九年度の原料乳の価格告示に基づいて一升が五十五円で、一合にすると五円五十銭ということになつておるわけですね。その関連の上に立つた場合、市乳の生産者手取りが六円三十銭あるいは六円五十銭というのは、告示した場合には妥当な数字ではないというふうに考えられるわけですが、その実際の市乳に相当

する生産者乳価の価格というものはおよそ幾らであるか、この点を明らかにしていただきたい。

○**檜垣政府委員** 生産者手取り価格六円三十銭と申しますのは、芳賀先生もお話しになりましたように、関東地区あるいは東京におきましても、農家の売り渡します全量が市乳になるものではない。一部は乳製品の加工原料としていく場合がある。そういうものを達みにいたしました混合乳価であるということはお話のとおりであります。この混合乳価としての取引が行なわれております場合に、用途別にその価格を区分することはきわめて困難でございまして、市乳の場合にはどういふパーセンテージになるかというところは、ちよつと私も計算の基礎を持ちませんし、この席で申し上げるわけにもまいりません。従来の取引の慣行から見まして、混合乳価を厳密に区分するということは、季節的にも市乳向けと原料向けが変わっておりまして、非常に困難だと思ひます。

○**芳賀委員** その事情がわかるから、あえて尋ねておるわけです。そうすると、あくまでも生産者の乳価を混合乳価である、用途別に区分してはおらぬし、現在の取引の様態というものは混合、つまり一本価格で行なわれておるわけですから、たとえ二円の価格引き上げが行なわれた場合、それを生産者に配分するということになれば、混合乳価ということになれば、牛乳全体にその値上がり分というものは及ぼさなければならぬということに当然なると思うのです。そうすると、たとえばメーカー側の主張という点を大臣が述べられました、その場合には二円

値上げの中の八十銭分というものを、これは生産者の手取り価格の中で加算するということになれば、混合乳価です。全体の乳価にそれを及ぼす方法というものを明確にしておかぬと、後日混乱が起きるのではないかと思ひます。この点はやはり農林省あるいは畜産局の立場で明確にしておいてもらわぬと、後日の処理の紛争、混乱の種になるのではないかと思ひます。

○**赤城国務大臣** そう思ひます。生産者の全部に及ぼさなくてはならぬ。ただ私、技術的にこまかいことはよく承知しておりますが、濃淡の差はあると思ひます。あると思ひますが、これは全部に及ぼすという方針でおります。

○**芳賀委員** そうなると、特に畜安法に示された三十九年度の価格というものは、一合二円ではなくて、一升二円だけわずかに値上げを大臣が告示されたわけで、この点は当時畜産審議会においても議論された点なんです、原料乳価については一升二円しか上げない。今後改定はされるにしても、市乳については、これは生産者、メーカー、小売り店もあわせてありますけれども、その十倍の一升にすれば二十円の値上げを認めるということになります。これはやはり乳価の価格構成上、大きな問題が伏在しておると思ひます。この点は単に市乳価格を手直ししたということだけでは済まないと思ひます。やはりこの機会に根本にさかのぼって、乳価の体系というものをどうすべきであるか、あるいは取引の条件というものをどうすべきであるかというところを、政府として取り組んでもらう必要があると思ひます。やはり

絶好の機会というものはあまりないのですから、こういう値上げの機会に、一合にすれば二円ですからわずかなものですが、一升とすれば二十円ということになるわけですから、これは決して少額なものではないわけですから、この機会に農林大臣として、現在の乳価の諸条件に対して再検討を行なうとか、メスを加えるという決意というものを明らかにしてもらいたい。

○**赤城国務大臣** 原料乳はいまお話のように二円上げてあります。しかし今度どういふふうな配分になるかは別といたしまして、かりに一合八十銭とすれば一升八円でございます。この配分関係を飲料乳と原料乳とどういふふうにするかということ、さらにメーカーとも折衝させて、畜産局長のほうからそういうことについてメスを入れるという、何といひますか、再配分といひますか、そういうことにつきましてはよく指導して、適当なところでおさめるように局長からも折衝させるつもりでございます。

○**芳賀委員** ですから、二円値上げする場合の配分というものは、やはり従来の価格形成上の矛盾を是正する機会になるのです。そうなれば、先ほど大臣が言われたとおり、生産者に対して二円のうちの八十銭ということになれば、従来の実績的な六十三円とみなした場合、四〇〇の配分ということになります。四〇〇の配分ということにならなすうである、三十七年の一円値上げの場合、農林省の方針として、一円のうちの二分の一の五十銭、つまり一升五円について全面的にこれを生産者の手取り価格を値上げすべき

である、こういう通達を出して、それによって実行させた前例があるわけですから、だからこの際二円値上げするといふことがやむを得ぬとすれば、値上り分の少なくとも二分の一の一分分は、当然生産者乳価の是正のために配分すべきである。これは単に私どもが当委員会では指摘するだけでなくて、先日の閣議においても、あるいは消費者の声を聞いても、今日の牛乳の生産事情あるいは物価事情等を検討した場合、やはり生産者に生産意欲を高めてもらわなければならぬわけですから、そういう場合やむを得ざる値上げというものであれば、そこに重大な値上げの根拠がある場合においては、これは協力できるという声が多いと思ひます。それにこたえる意味においても、メーカーあるいは販売店だけにそれが配分されて、生産者に対しては名目だけの配分で終わるようなことがあつてはならぬと思ひます。ですからその場合は、少なくとも二分の一相当分は当然生産者に優先的に配分できるように形をつくらない限り、二円値上げは認めないというぐらゐの決意と熱意がなければ、問題の処理はできないと思ひます。この点は必要であれば、農林委員会の決議等によって国会の意思を明らかにしてもいいわけですが、やはり責任の農林大臣として、そのような方針でお進めになれるかどうか、明らかにしてもらいたいわけですが。

○**赤城国務大臣** いまの二円の半分ということまではたしていきけるかどうか、これは御承知のように小売りのほうが九十銭を主張しているものですから、生産者のほうに八十銭ということになつ

ているようであります。メーカーのほうは初めから三十銭ですから、これは非常に少ない。実際折衝している結果、打ち明け話をしてみますと、三十銭ぐらゐだから、値上げしなくてもよかったのだというふうなことで、もう少し時間をおけば値上げさせないでも済んだような気もするのです。それくらいに生産者のほうは、生産というか、メーカーのほうは押えています。小売りのほうとの関係は、まだはっきりいたしておりません。しかし私は趣旨としては、いまのお話のようにぜひしたいということ、局長も非常にその点を強く押しているわけでございます。二分の一になるという約束はできませんけれども、その方向に極力節奨いたすつもりでございます。

○**芳賀委員** 小売りの店の場合においても、現在の消流機構とか販売機構だけを守るというだけの主張であつてはならぬと思ひます。これは昨日の閣議でも指摘されたとおり、市乳の消費量は前年に対して一割五分、ところが一販売店当たりの取り扱ひ量は、むしろ前年に対して一割減つておるというところは、それだけ販売店が乱立して、結果的には過当競争になつておるということになるわけですが。そういう状態の場合、幾ら販売店にマージンをふやしてやっても、乱立、過当競争が繰り返される限り、これは販売店においてもこれでいいということにはならないと思ひます。ですからやはり販売機構、消流機構全体に根本的な改善を加える。その場合の方法としては、繰り返すようであります、大臣の言われるようにリットルびんというものを使用するようにするとか、あるいは二合

びん三合びんを用いるとか、容器等についても必ずしもびん装でなければならぬというわけではないと思うのです。そういう点はやはりメーカー側においても十分努力する必要がありまするし、消費者の側においても反省して、どうしたならば生産と直結した消費構造というものが実現されて、そうして中間経費の節減によって、消費者としても低廉な、新鮮な牛乳を飲用することができると、また生産者の側においても中間経費の合理化等によって、農家の所得もふえるということになるわけですからして、根本的な問題は消流機構です。販売機構の根本的な改善に消費者も協力してもらわなければいかならないと思うのです。その方針がきまらなければ、幾ら販売店に配分率を高めてやっても、問題の解決はできないと思うのです。むしろ生産に重点を置いて、少なくとも半分は生産者にこれを配分する、残り半分についてメーカー、販売店において適切な配分を行なうことによつて、この二匹の値上げというものがもし行なわれる場合においては、効果的なものにしなればいかならないというふうに、われわれは考えておるわけでして、これがやはり政府の方針だと思ふのです。だからこの点はくどいようであります、農林大臣としてももう少し前向きで片づけることにしてもらわぬといかぬと思うのです。

○赤城国務大臣　政府としての刀は持っています、方針はそのとおりでございます。でありますから、その方針に沿つて極力そういうふうにしていくように奨励して、そういうふう

○芳賀委員 これは法律上の明らかな根拠がなくとも、行政上メーカー等に対してもきめ手はあると思うのです。行政的に畜産とか酪農なり乳業關係を行政面で扱っておられるわけですから、政府が適切な方針を出して、それに関係者が協力しない場合は、法律上の直接の根拠がなくても、何か有効適切なきめ手というのは、やる氣であればあるのです。あまりえげつないことは避けたほうがいいかもしれぬが、何も方法はないということはないです。これは局長においても研究されれば、半分だけ生産者に配分するくらいの方法はあると思うのです。必ずやらすだけの……。ここでどうやるかということはあえて聞きませんが、十分大臣と相談して、期待に沿ったようにしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○樫垣政府委員 大臣からお答え申しました線で、私も指導に努力をいたしたいと思います。

○芳賀委員 次にもう一点だけ申し上げますが、この制度上の問題です。先般も申し上げたとおり、酪農振興法についても根本改正を行なうべきであつたのを、これは大臣の食言みたいなことになりましたが、与党もこれは不満足で、ちょっとていさいが悪いからやめたほうがいいのじゃないかと言われて、すなおに酪振法の改正はおやめになった。政府が出さないというものを、立法院のわれわれが内閣提案でなければならぬとは考えていないわけですから、深追いはしないが、この点についても再三にわたって大臣あるいは畜産局長から、酪振法の根本改正を行ないますということを国会において言

明しながら、それをしないということ
は、やはり一種の食言だと思ふので
す。これをここで追及するわけではあ
りませんが、それだけにいろいろな重
要問題に当面した場合、立法上の根拠
がないということで、政府はいつも責
任を避けておるわけです。ですから、
立法上の根拠が必要であるとするなら
ば、たとえば酪振法の改正にしても、
あるいは畜産物価格安定法の根本改
正を行なつて、特に市乳分野につい
ては、制度上の根拠というものが全
くないわけですね。ところが原料乳
並びに乳製品の分野においては、制
度上の根拠はある。これは体系が一
応できておるのである。同じ牛が生
産する牛乳が、半分の原料乳のほう
は、これは制度上の根拠がある。半
分の市乳については根拠がないなん
というのは、全くおかしいと思ふの
です。したがつてこの点については、
やはり生産される生乳全体を法律の
対象にして、それが用途として原料
乳に回り、あるいは市乳に回ること
は、これは国民の需要にこたえるの
ですからして当然のことですが、用
途がいずれに分かれても、製品化さ
れても、飲用に向けられても、同じ
生産された牛乳の最終的な処理につ
いては、同じ法律の体系の中でこれ
は処理するのが当然だと思ふので
す。ですから、この点はすみやかに
畜産物価格安定法等の改正を行なつ
て、まず生乳を法律の対象にする。
そして用途別にそれによつて生産
された乳製品あるいは処理された市
乳等については、適正な消費機構を
通じて、末端の消費者に対して、も
適切な価格の範囲内において市乳と
いうものが飲用されるようにしな
ければいけないと思ふのです。これ
は一

日もすみやかにやらなければならぬ問題であると思いますが、この際農林大臣から、この制度の改正についての御所見を伺っておきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 原料乳と飲用乳とをを區別してやっていくというのは、私もおかしいと思ひます。やはり生乳全体として、どういふふうにするかという問題を検討していきたいと思ひます。こういうふうに考えて、その点につきましても検討を命じておる次第であります。でございますから、生乳全体としての基礎に立つて考えをまとめていきたいと思ひます。

○芳賀委員 本日はこの程度にして、あとは牛乳値上げの今後の成り行き等については、大臣の本日の答弁を通じて熱意を期待していききたいと思ひます。

○高見委員長 湯山勇君。

○湯山委員 私ハレモンの自由化の問題につきまして、農林大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。今回のレモンの自由化につきましては、すでにいろいろなうわさが飛びまして、そういううわさは農林大臣にも入っておると思ひますけれども、私はそういうことについてではなくて、生産農民の立場に立つて、今回政府のおとりになった態度、特に経済閣僚懇談会に列席しておられて、農林大臣のおとりになった態度、そういうものについて非常に疑問を抱いております。そういう生産者の立場からお尋ねをいたしたいと思ひます。

この経済閣僚懇談会の議題は、消費者物価安定対策が議題であつたと聞いております。しかしながら消費者物価の安定という立場から考えてみまして、レモンがどれだけの重要さを占め

ておるか、いま政府の資料によって目ましても、国民平均消費量は一個の半分以上にも足りません。こういうものは特定の限られたところでしか消費されていらないわけで、いま一般国民大衆の消費者物価の安定対策として、レモンを自由化しなければならぬという理由はないと思います。ことに緊急輸入の条件は、国内産のものが非常に高くて、それでは国民生活に影響が大きい、そういう場合に、それよりも安く手に入らるものを輸入する、こういうことはあり得ますけれども、そういう条件にもかなっていない。つまり消費者物価の安定対策とレモンの自由化とは直接のつながりは持っていない、こういう判断ができると思います。第二は、それについての検討がきわめて不足である。現在農林省の局長のお持ちになっている資料も、大急ぎで府県に対して調査を依頼して集計したものであって、決して実情をつかんでおりません。このことも、こまかいことは申しませんけれども、ともかくも事務当局で慎重に検討して、こうやったならばこういう影響がある、これに対してこういう対策がある、こういうことを十分見きわめてのものではない。だから資料も非常に不完全でございます。対策についても、従来バナナ等の場合は七〇％をそのまま据え置いた、こういうこともありますし、砂糖の場合にもそれぞれ特別な立法をもつてその対策を立てている。今度の場合はそういうことも何もないとされていない。ここにも一つ問題があると思います。またこのことが単にレモンだけではなくて、あとで申しますけれども、ミカンなりリンゴなり、その他の果樹生産者に精神的

な心理的な大きな影響を与えている、
そういうことの検討もなされてない。
さらにまた大臣はこの一月の日米経済
閣僚会議におきまして、レモンの輸入
量はふやしていくけれども、自由化は
しない、こういうことを申されまし
て、このことは、当委員会でもそう
意味のことをおっしゃっておりま
す。それからその懇談会に出ておられ
たと思いますけれども、河野建設大臣
は農林大臣当時、レモンの自由化は向
こうがミカンの輸入を認めた、それと
見返りで認める、こういうことをこの
委員会でもはっきり申しておられまし
た。したがって赤城農林大臣も河野農
林大臣も、従来から国会で明らかにし
ておられた態度を、急に全く突然変更
されて、これに賛成された。これらの
ものは、ただ単にレモンの生産農民だ
けではなくて、開放経済後指図してお
る政府のいまの政策、特に農産物につ
いての自由化というものは、慎重にし
なければならぬというものを、慎重に
し、おられた政府のやり方として
は、私もどうしても納得ができません。
い。こういうやり方に対して、いま私
の手元に参つておられるだけでも、怪文書
というのか、あるいはその裏面の暴露
といひますか、そういうこともあるの
かという、驚くようなこともたくさん
参つております。つまり一つ一つのそ
ういうことを申し上げるのではなくて、
そういうやり方が非常に疑惑を招いて
いる、これは私は否定できないと思ひ
ます。そういういろいろなことがあ
る。つまりいま緊急な物価対策として
やらなければならぬという条件はそ
こにはない、従来言つてこられたこと
と間違つておる、それから検討も十分

されてない、影響もあまり考慮され
てない、そういう状態でなぜ一体あ
いいう抜き打ち自由化をやらなければ
ならなかったか。その抜き打ち自由化
に、生産農民の立場にお立ちにならな
ければならぬ農林大臣が、なぜ賛成
されたか、このことについてひとつ
明らかにしていただきたいと思ひま
す。

そこで調査が足らぬということでご
ざいます、これは前にも自由化した
ことでありますから、調査は私のほうと
しても十分いたしておたわけござい
ます。それから内閣といたしまして
も、何も自由化しないというわけには
まいりません。国際条約その他国際機
関に加入しておりますのでまへ上、国
内に対しましての影響を考え、国内対
策を事前に講じ、あるいは同時に講
じ、あるいは事後に講じつつ、影響の
少ないものは国際社会において自由化
する、こういうことで消費者物価対策
という問題と自由化対策という問題が
一緒にその席で議題になりましたの
で、自由化という方面から自由化いた
したわけでございます。

そこでその自由化につきましましては、
このレモンは自由化の種類としては相
当前から出ておたわけでございますが
が、しかし前の状況もありましたので、
慎重にいたしておたわけでありま
す。そこでいろいろ申し上げる前に、
一つ前提として申し上げますと、日米
合同会議の際に、レモンを自由化して
くれという話がアメリカのほうからあ
りました。前に河野農林大臣時代にも
一部を取り消したことがあります。私
はその際、国際会議におきましても、
それでは日本の温州ミカン等の輸入制
限を撤廃するという態度を、アメリカ
側がとらなければならぬぞというこ
とを念を押しておきました。しかしこ
れは単なる自由化の問題と違いまし
て、温州ミカンの問題は植物防疫の問
題でございます。植物防疫の関係で、
日本のミカンを入れても被害がないと
いうようなことであれば、これはもち
ろん自由化いたしますということに

なっておりまして、単なる取引的
な、レモンをこつちで自由化するか
ら、温州ミカンを自由化せよという問
題と、もつと違つた意味におきまし
て、植物防疫という関係をおきまし
ての問題だつたわけでございます。で
ありますけれども、それはいまおつ
しやうとおりに、私もそういう進め
方をしてきたのでございしますが、自
由化を進めるといふ意味におきまして
レモンが組上り乗りますと、その際に
私どもの立場として、どういふ意味で
賛成したかといふことでございす
が、いまから申し上げますと、栽培面
積が少ないうちから、栽培面積等
につきましても約四百四十ヘクタール
でございますから、百四十町歩くら
いでございす。生産量は約千二百ト
ン、栽培農家戸数は三十五年の調査に
よると二千戸、こういうふうな推定さ
れております。そこで一農家当たりの
レモンの栽培面積はどのくらいとい
いますと、県平均で二アールから七
アールですから、二畝から七畝くら
いで、かんきつ類生産農家の一戸当たり
栽培面積に比較いたしますと非常に少
ない、こういう実情でございます。ま
あ実情を申し上げます。

それからわが国で最も栽培面積の多
いのは広島県、ここのレモン栽培農
家のうち、農業収入でどれくらいレ
モン収入の割合があるかといふと、一
〇%程度でございます。その程度の農
家が七三%、それから五%に達しない
農家が九〇%以上を占めていふといふ
果が大部分であるといふこと、それか
ら自由化いたしますと、価格について
正確な予想は困難でございますが、現

在為替の割り当てをして、むしろ現在
が独占的な形で輸入しております。こ
れはあまり感服しない問題だと私は思
います。それは別にいたしまして、
レモンを自由化した場合に、栽培農
家の反当組収入がかりに半分になつ
た—数字が誤つておるかどうか知り
ませんが、七、八円くらいのものが
七、八十円あるいは百円くらい、十円
くらいのものが百円近くなつておると
いふ、いろいろな価格のあれもあると
思ひますが、これが約半分になつたと
仮定しまして、ほかの果樹栽培の場合
の反当組収入と比較いたしました場合
には、温州ミカンよりは下回ることにな
りますが、その他の果樹の平均から
下回るといふことにはならない、こ
ういふような推定の計算もございす。

また今度は国内産のレモンがどうな
るかといふことでございす。私は
自由化したとしますと、輸入のレモン
の値段も下がると思ひます。これが自由
化した場合に独占的なものになるとい
うようなことを言つておられますが、私
はそういうことはあつてはならないと
思ひます。趣旨に反しますから。通産
大臣とも話しておりますけれども、そ
ういふことはさせない、こういうよう
に考えております。そこで大体国内の
レモンの質といひますか、これが輸入
のものとは非常に違つております。で
すから輸入のものが相当下がるのにス
ラウドして、それと同じくらい下がる
といふふうには私も見ておらないわけ
でございます。国内のものは国内の用
途として、国内の価格においてある程
度下がりましようけれども、その販
路といひますか、それは私はある程度
考えられる。相当あるのではないかと

なっておりまして、単なる取引的
な、レモンをこつちで自由化するか
ら、温州ミカンを自由化せよという問
題と、もつと違つた意味におきまし
て、植物防疫という関係をおきまし
ての問題だつたわけでございます。で
ありますけれども、それはいまおつ
しやうとおりに、私もそういう進め
方をしてきたのでございしますが、自
由化を進めるといふ意味におきまして
レモンが組上り乗りますと、その際に
私どもの立場として、どういふ意味で
賛成したかといふことでございす
が、いまから申し上げますと、栽培面
積が少ないうちから、栽培面積等
につきましても約四百四十ヘクタール
でございますから、百四十町歩くら
いでございす。生産量は約千二百ト
ン、栽培農家戸数は三十五年の調査に
よると二千戸、こういうふうな推定さ
れております。そこで一農家当たりの
レモンの栽培面積はどのくらいとい
いますと、県平均で二アールから七
アールですから、二畝から七畝くら
いで、かんきつ類生産農家の一戸当たり
栽培面積に比較いたしますと非常に少
ない、こういう実情でございます。ま
あ実情を申し上げます。

それからわが国で最も栽培面積の多
いのは広島県、ここのレモン栽培農
家のうち、農業収入でどれくらいレ
モン収入の割合があるかといふと、一
〇%程度でございます。その程度の農
家が七三%、それから五%に達しない
農家が九〇%以上を占めていふといふ
果が大部分であるといふこと、それか
ら自由化いたしますと、価格について
正確な予想は困難でございますが、現

なっておりまして、単なる取引的
な、レモンをこつちで自由化するか
ら、温州ミカンを自由化せよという問
題と、もつと違つた意味におきまし
て、植物防疫という関係をおきまし
ての問題だつたわけでございます。で
ありますけれども、それはいまおつ
しやうとおりに、私もそういう進め
方をしてきたのでございしますが、自
由化を進めるといふ意味におきまして
レモンが組上り乗りますと、その際に
私どもの立場として、どういふ意味で
賛成したかといふことでございす
が、いまから申し上げますと、栽培面
積が少ないうちから、栽培面積等
につきましても約四百四十ヘクタール
でございますから、百四十町歩くら
いでございす。生産量は約千二百ト
ン、栽培農家戸数は三十五年の調査に
よると二千戸、こういうふうな推定さ
れております。そこで一農家当たりの
レモンの栽培面積はどのくらいとい
いますと、県平均で二アールから七
アールですから、二畝から七畝くら
いで、かんきつ類生産農家の一戸当たり
栽培面積に比較いたしますと非常に少
ない、こういう実情でございます。ま
あ実情を申し上げます。

それからわが国で最も栽培面積の多
いのは広島県、ここのレモン栽培農
家のうち、農業収入でどれくらいレ
モン収入の割合があるかといふと、一
〇%程度でございます。その程度の農
家が七三%、それから五%に達しない
農家が九〇%以上を占めていふといふ
果が大部分であるといふこと、それか
ら自由化いたしますと、価格について
正確な予想は困難でございますが、現

すなわちいろいろ推定をいたしてありますと、輸入の価格についての予測は困難でございますが、輸入コストに適正なマージンを加えた額その他の事情を勘案して推定すれば、二百円から三百円の価格の出現が予想される、こういうふうに見ております。その場合、国産レモンの価格はどうかというかと、従来の趨勢から見まして、百円から百五十円に値下がりするのではないかと考えます。しかしこのような値下がりをした場合でも、農家の庭先価格は七、八十円あるいは百二十円から百三十円にとどまるというふうな見込みで全くその質が違っておりまして、そういう意味において、自由化して下がったから、そのままの下がりぐあいでは国内のレモンの価格が下がるというふうには見ておらぬ。

レモンを自由化した場合におきまして、日本の国内でレモンを栽培しております農家は、これはごく少数であったといたしまして、これを無視することとは私は当を得ていないと考えています。これは慎重に考えて、栽培農家に対する影響もある、こういうふうに見ても、影響は避けられないといたしまして、その影響の幅あるいは程度、これが国内物価対策の必要性という問題と、自由化という問題も一つの要請でございますから、その要請その他を勘案いたしまして、この際自由化の品目として取り上げるといふことであるならば、突然でございますが、私といたしましてはこれは賛成しても差しつかえない。また賛成後において、いま申し上げました私どもの予想以上に国内の生産農家の

問題が生じてくる場合におきましては、当然それに対する対策は講じていかなくてはならぬ、こういうふうな考へてはおりますけれども、この間の会議におきましては、以上申し上げた状況のもとに自由化に賛成いたした、こういう事情でございます。

○湯山委員 農林大臣もまた国務大臣でございますから、農林大臣という立場を離れた御意見もあることは、それはあつてもいいと思います。しかしながら今日農業基本法体制の中で、果樹を伸ばしていくのだ、畜産を伸ばしていくのだという中で、一体果樹生産者に不安を与える、少なくともそれに悪影響を与えるというようなことは、これは農林大臣としてはおとりにならない立場であると思います。いまの御説明を聞いても、なお私は一そう納得できないのは、かつて自由化したことがあつたと思ひます。その当時も国内のレモンの生産というものは、そんなに多くございました。しかしそれが自由化されたために、どれだけ安くなったかというところ、一番極端な場合には、一貫目三円、これはお聞きになったと思ひますが、一番ひどいところでは四キロ程度ですが、それが三円というふうなところになって、輸入レモンを使ってふろに入つたとか、国内産はもう全然だめだといふので、木を切つたといふような例もございします。そこでこれではいかぬといふことで、三十三年の三月でございしますから、二年足らずで再び自由化を取りやめた。こういう前歴があるわけで、こういう従来の経過を御存じであれば、これはいまおっしゃつたようなことはおっしゃつたこととして、

なお慎重にもう一べん検討するといふ態度を、農林大臣としてはおとりいただけなかったのかどうか。これが私の一つの申し上げたい点です。

第二の問題は、生産者戸数、三十五年の統計と言われますが、それよりもいまだいふふております。それから生産量も、いま大臣がおっしゃつたのよりは相当多い。これは少なくともそれがより多いことは間違いありません。なお大臣は耕作面積についておっしゃいましたが、ただ耕作面積が幾らだといふことだけでは、これはさういう結論を出す材料にはならないと思ひます。農林省のほうで調べになつた統計によりまして、現在レモンの耕作面積は百四十四ヘクタール、ところがその中の成園、未成園、これを分けてみますと、農林省の調査によれば、成園はその半分の七十六ヘクタールしかありません。つまり半分は、その自由化がやまつたから後の新植になつておるわけですね。この新植の部分、まだ成園になつてない部分、これはこれからどんどん期待を持って伸びていくとしておる状態である。なおそれ以外にレモン新植の計画に、いまおっしゃいましたように、現在のところレモンの栽培といふのはかなり引き合いにかかりますから、新植の計画も相当ございします。そういう新植の計画を大臣は全然おつかみになつていらつしやらない。聞くところによりまして、一千町歩以上新植しようといふ計画もあると聞いております。それらに対して、今度の自由化といふものは、つまり現在農林省でお調べになつた面積の半分に当たる未成園は、これはもう青枯れのような形になるおそれがある。これから伸びていくといふおつたレモンは、また他のものに転換しなければならぬ。そうすると昨年のミカンは、相当新植が多かつたために、わせ温州等においては値くずれがいたしたことは大臣も御存じのとおりでございます。そういう現在ミカンをつくつてゐる人たちも、将来に対しては必ずしも樂觀はしていません。そこで今回のような措置が、そういう抜き打ち的な措置が、ミカンの栽培は米に比べてもいいのだ、野菜よりもいいのだ、ミカンは自由化しても、いいのだからたいしたことはないのだ、というふうなことで、いつ自由化されないとも限らない。ことに生産者代表が池田総理大臣に会つたときに、レモンの自由化は当然だ、将来オレンジ、それからジュース、これも自由化するのだ、これははっきりおっしゃつたと、生産者がほんとうに会つたわけでありまして、述べております。こうなつてまいりますと、いままで政府のとおつた大きな不安を、まことに生産者に対して大きな不安を与へるものだとおつたことになるわけで、申しましたように、そういう不安を与へておるし、それから総理はさういふ発言もしておるし、さらに耕作面積、それらについての内容的な検討もされてない。そういう検討をする余裕を置いて、また対策を立てて、踏み切るのならば踏み切るべきであつて、今度おとりになつた措置といふものは、いかにも軽率ではないか。それでいまのように不安を与へてゐる、こう思ひますが、それについてどういふふうにお考えでしょうか。

○赤城国務大臣 いまお話のようにオレンジとか、あるいはグレープフルー

ツ、その他にこれを及ぼすところの突破口だといふふうな考えられれば不安だと思ひますが、私はさういふつもりでございしません。これはレモンはレモンとして取り扱つたわけで、これではかのもので及ぼすところの前提条件だ――池田総理が言つたかどうかかわりません。私は聞いていません。しかし私はさういふことはしないつもりでございます。

もう一つは、私は先ほど言いましたように、国際商品としてのレモンと日本レモンの栽培というものと、関連がないわけではございませんが、これは相当質的に違つておりますので、私は国内のレモンならレモンとして、これは成り立つ道がある。また果樹とか酪農といふものは選択的拡大のものでございしますが、何から何まで、果樹なら果樹を全部保護していかなければならぬといふことではございせんと思ひます。そこでレモンはそれは保護しないかといふことでございしますが、これも保護しないわけではございせん。しかし計算上、十分の計算が成り立つておらないではないかといふことでございしますが、私どもの計算からいへば、現状の価格は、粗収益等を考えましても、いろいろ計算させておるのでございしますけれども、反当で二十二万二千五百円くらいになつてます。それでかりにこれが二分の一になつたといふことになれば、約十一万円でございします。これをほかのものと比較してみますと、ミカンにおいては十七万二千五百円、ナツミカンが八万四千七百七十一円、桃が八万九千九百七十七円、ナシが十萬三千七百八十一円、ビワが六万

四千九百四十五円、こういうことでございませう。私は自由化しても、レモンならレモンとして成り立つ、こういうような計算を持っています。特に収益を多くするというところから考えますならば、自由化しないで押えたほうがいいと思います。しかし押えておくことによって、現実には独占価格的な要素を持って、相当高く消費者に売っておくという状況にも見受けられております。そういう意味におきましては、私は生産者の立場としてやっています。また三カ年ほど試験調査もいたしておりますから、この試験調査の結果も勘案いたしまして、これから推移によりましては、なお生産者対策も考える。こういうことか、私はこれは自由化しても差しつかえないのではないかと、こういう観点から賛意を表した、こういう事情でございます。

○湯山委員 それは大臣、まだまだ実情を御存じないと思うのです。ミカンの産地とレモンの産地というのは大体重なってしまっていて、ナツミカンの場合には必ずしもそうではありません。ですから、レモンをつくるほうがミカンよりも有利だという条件がなければ、新植はミカンに変わります。ところがいまおっしゃったようにミカンの場合、反当十七万以上ある。レモンの場合、半値になれば十一万程度に下がる。それだけの開きができれば、もはやレモンをつくるのはばからしいから、ミカンにしようということになる。これは明らかでございます。ただレモンの場合、需要が国内産の四倍あるいは五倍ある。そのせつかくの国内需要を外国

産のものの市場にする、これは私はどうしても了解できない。レモンの増産計画をお立てになったことは、農林省におありにならないと思います。それくらいまでの品質改良、あとで熟させるという指導、そういうこともこれは自主的にやっているのは相当ありますけれども、政府が試験場とか何とかいうところで積極的にこれを取り組んだというところは、遺憾ながらまだ聞いておりません。もし政府のほうでやっておられるのであれば、これはこうだから、こうだと、その結論が出るまで待つということも、これは決して大臣として主張できない問題ではないと思えます。それをなさらないで、ただ、いままの簡単なお考えでそれをなさったのでは、農民はたまらない。いま大臣は、ここでグレープフルーツとか、あるいはオレンジとか、あるいはオレンジジュースのようなものの自由化はしない、それはそれで別だとおっしゃいますけれども、それでは同じような問題が出たときに、大臣はどんなことがあっても自分はそれは阻止する、という御決意と自信が御ありでしょうか。その点は私は農林行政担当の大臣として、ここで明確にひとつおっしゃっていただきたいと思います。

○赤城国務大臣 レモンの場合は前に自由化したこともある、それをまた戻したこともある、こういういろいろな因縁つきのものではないから、私どももいたしましては軽率に自由化したわけではございません。その間に、おきまして、相当いろいろ検討をして、いづか自由化しなくてはならぬと思っておったときに、たまたま話が出ましたから、私もいままでの検討の結果を

考慮いたしました。賛成すべきだ、こういうことで賛成いたしましたわけでございますが、いまのオレンジとか、あるいはグレープフルーツ、こういうものにつきます。私は敢然として、ちやんと押えてゆきます。レモンの場合は、私はむしろ賛成のほうに向いたわけでございます。

○湯山委員 敢然として職を賭してでも阻止されるということでしょうか。というの、大臣のお人柄に疑問を持つわけではございません。しかしこの一月、日米経済閣僚会議であらういふ発言をなさっておる。いま自由化しない、そして事務当局に自由化を前提とした検討を命じたというわけでもないのです。今度の場合、ただ大臣の直感で、その当時検討したと思えます。そのときの結論は自由化しない、ただ輸入量はふやす、これが結論であった。それが今度の場合突如として変わってきた、ここに問題があります。農林大臣のお立場としては、むしろ技術的な問題、それから成園、未成園の関係、これからの新植の計画、そういうのを検討した上に立てたものではな

いというところ、いまはつきりしたわけですから、そういうことがあつて、前にもやったことがあつて取り消した、今度またそういう簡単な抜き打ちでやった、またやり直すというふうなことだと、これはいまのよう大臣が敢然として阻止すると言われても、これはなかなかあやうです。もう一度ひとつ御決意を明確にしてください、と思います。

○赤城国務大臣 先ほどから申し上げましたように、レモンの場合は前に自由化して、それを取り消したようないきさつもあります。私はレモンについては、これは自由化する品目のほうに相当強いウエートを持っておくことも承知しております。自由化するに付いてのいろいろな面を検討しなかつたわけではございません。検討をして頭に置いたわけでございます。

○湯山委員 それは一月です。○赤城国務大臣 一月の場合は輸入量を増加する、これは温州ミカンと取りかえよう、こういう考え方で、日米経済閣僚の話のときにもそういうふうに出ておった。ところが植物防疫の問題ですから、植物防疫の問題という尾ひれのついてないレモンという問題とをやるということが、なかなかむずかしい。植物防疫の問題を抜きにして、これはこれとして進めていまして、あまり害がないのだから、君のほうでも輸入するということは、それはそれとして進めておられますが、レモンの問題につきましては、事務当局にも相当検討させて、事務当局のこれはやったほうがいいというふうな考えを、私もかねがね聞いておりました。しかしこれはいろいろな政治的な問題もあつたらしい。らしいので、事務当局も純理的にはやったほうがいいというところだけれども、なかなか苦しいところだ。ですから、私もいつかの機会にこれはやらなければならぬ問題だと思つておったところへ、たまたまあいう話が出ましたから、これはこの機会に賛成してよろしい、こういうことで踏み切つたことでございます。したがって、レモンの場合はそういういきさつでございますが、オレンジとかグレープフルーツの問題は、私は自由化はよろしいと思つております。そう簡単に言うわけにはまいらな

い。これにつきましては私といたしましても、自由化なんという場合には相当筋を通して、させないように努力いたしたいと思つております。

○湯山委員 なお農林大臣にも結論的にお尋ねしたいことがありますけれども、通産大臣にお尋ねいたします。

通産大臣は、いまレモン自由化の張本人だということ。それで、それはそれとして、通産大臣がそういうことをおっしゃつたのは、どういう理由なんですか。農業等のことを通産大臣はお考えになって、いま赤城農林大臣も、それは現在あらわれた資料は、あらゆる新植あるいは成園、未成園、そういうことについて検討はなさつていらつしやらない、消費者物価にこのことが影響があるということとは考えない、それは別な観点で賛成した、こういうことなんです。通産大臣がこれについて御提案になったのは、一体どういうお立場からでしょうか。それから、もしそれが生産農民に重大な影響を与えるという場合には、通産大臣は一体それについてどういう責任をお持ちになられるか、この二点をお尋ねしたいと思つております。

○福田(一)国務大臣 レモンの自由化の問題は、御案内のようにもう二年前、私が通産大臣に就任した時分から、やつてはどうかという話が出して、出ておつたことは御存じかと存じますが、われわれといたしましてはこれをやるにあつては、レモンジュース問題が起きたときもございませうし、いろいろありまして、やはり慎重に

考えねばならない、こう思つておつたところでありました。ただし、今日のレモンの市価の実際を見ますと、われわれの見ておりますところでは、国内のレモンが大抵三十円ぐらい、それから国外から来たサンキストが七十円から九十円程度の高値を維持してゐる。だんだん高くなつてきてゐる。このレモンというものは、相当高級食料品という見方もあります。レモンをずいぶん食ふというふうなことでありますし、あまり高いということでは好ましくない。だからこれは自由化をやつたほうがよろしい、こういう観点に立つたわけでありましたが、その場合に農家に対して影響があつたらうか、こゝろではないか、その点を考えたかどうか、こういう御質問かと思つてゐる。あります。これは農林大臣の御意見に従うよりしかたがないと思つてゐる。しかし私自身も全然知らなかつたわけでもない、いまのレモンが三十円ぐらいしてあります、もうすでにりっぱに成熟した木からは反当相当の収入があがつてゐるということなんです。それからこれからはレモンを――非常に日本人は健康問題について注意するとか、食生活が變つてまいりまして、植物性、特にレモンとかオレンジとかいうものを食するようになっておりました、需要は海外からの輸入で毎年どんどんふえるような傾向にあります。私はこれからは需要はふえるのではないかと思つております。しかも反当の収入は、桃とかカキなんかと比べると、倍以上の利益があがつて

おる。これはまだ木になつていない、ちは何も利益はございせんが、そういうふうな実情であるということであらう。一応やつてもいいのではないかと、私がなぜこういうことを申し上げるかというと、その場合何の影響があるか、これは考えなければいかぬと思つた。それが、そのときまたまノリの問題やコンニャクの自由化の問題が出ました。しかしノリとコンニャクは御案内のように、日本国内で消費するもの、うちで七割も八割もが国内でつくつており、あとは海外から輸入するということになつております。レモンの場合はその逆になつておりまして、海外から輸入するのは八割ぐらい、国内はせいぜい二割ぐらいということになつております。しかし、ノリなどを自由化する場合には、国内の生産者のことを考えなければいかぬのではないかと、この対策がないうちには自由化できないということでありました。ノリはことしはかなり不作で、何か天災融資法まで適用したというふうな経緯にありますが、レモンの場合はいまのところはわりあいもうかつておるといふ失礼ですが、利益があがつておるといふようなこともございまして、実は農林大臣もそれでいいとおつしやるし、私も農林大臣の御意見でいいと思つてゐる。私としては消費者物価の面から考えてみても、この際レモンだけは自由化していいのではないかと、わたしは農林大臣と同意見でございまして、そう簡単にやるわけにはいかならない。日本としては国連の貿易開発会議の問題に関連して、いわゆる一次産品

の問題がいま世界的に大きくクローズアップされておるわけでありまして、そういうときに、日本の農業の問題を特に考えて処理をしなければならぬという意見を、農林大臣自身も申し述べられておりますし、私もそういうことを言つておるわけでありまして、私たちがこれ以上、自由化をやるというふうなことを自由化をやるというふうな考えはないということでありまして、

○湯山委員 農林大臣と若干御答弁の違ふ点は、通産大臣のほうは、いま家庭でも紅茶その他でレモンを相当消費しておる、だからこれの値段を下げるというところは、消費者物価対策としてやはり重要なことだ、意味のあることだ、というふうなことでしたが、通産大臣、失礼ですが、いま日本ではレモンを一年間に一人当たり平均どのぐらい消費しておるという計算をなさつたことがございせんか。

○福田(一)國務大臣 はなはだ不勉強でございせんが、ございせん。しかし農家のお方などはまだあまりあれですが、都会においてはレモンはもうほとんどどなたもお使いになるというふうな状況に、順次なりつとあると思つております。

○湯山委員 私はほかには存じませんが、院内の三階に喫茶室がありまして、あそこ一日一個ないし一個半だそうなんです。それから輸入しておる総量を割つてみますと、一人当たり消費は半個に足りないのです。そういう状態です。ことにいま輸入しておる人たちが五〇%ロスがあると云つております。これは問題ですけれども、そんな計算をしたら消費量はうんと少ないのです。だから消費者物価対策には何の意味もない。ことに緊急輸入というの、大臣いつも言つておられるように、国内はうんと高く、輸入したものはうんと安い、その国内の高値を調整するためにやるのでありますが、今度のようなものは例外中の例外で、そういうことをなさるといふのは、非常にやり方が不明朗だ。抜き打ちで、そこ問題があると思つてゐます。それでさつきいろいろ大臣にも申し上げたのですが、不明朗なうわさがずいぶん飛んでゐます。独占するのではないかと。独占ではなくても、何か二、三社で特定のところと契約してしまふのではないかと、あるいはどこから提携したジュース工場を持つてくるのではないかと、こういういろいろうわさが飛んでおります。しかし通産大臣はそういうことについては、そういうことのないようにするということを言つておられますが、一体そういうことについてこの機会に明朗な――独占すれば何の意味もなくなくなるわけですが、独占をさせないという確信がございせんか。寡占というふうなこともさせないという自信がございせんか。自由化してはそういうことはできないと思つてゐる、いかがでしょうか。

○福田(一)國務大臣 まず最初の御質問でございせんが、これを自由化してみんなが食ふ量は、非常に少ないのではないかと、これは事実を明らかにいたしておりました。しかしこれを自由化した場合に、その影響がどういふふうになるかということでは、御案内のように大きいところが四

社くらいございまして、あとは九十ばかりの小さいところがあつて、四社か五社がかなり寡占的なことをやつてゐたという姿に、いままでの姿はなつております。そういう人たちが今度レモンが買えなくなるといふことでございまして、商売ができなくなりまして困るのであります。私はそういうことがないように、嚴重にこれに對して申し入れをしてあります。しかし、まああなたのおっしゃつたやうなうわさもありますので、いまだどういふことかといつて確信をいたしておる段階でございまして、日ならずして明らかにされると思つてゐます。その結果を待ちまして、われわれとしてもまた考えるべきことは考えなければならぬと思つておるわけでありまして、それならば最初からそういうことのないようにして、そういう確信をしてからやらぬかという御質問があるのかと存じますが、そもそも自由化というのは、もうあなたもおわかりのやうに、だれも同じ値段で物が買えるという姿が自由化であつて、そういうやうな寡占とか独占体制をつくるのが目的ではございせん。いままでのレモンは大体そういう形態にあつたわけでありまして、それを自由に買えるやうにしたいと思つて、かげんをいたすわけでありまして、それではお前はそういう自信があるかといふことでございせんが、これは事態を明らかにした上ではない、はっきりとお答えを申し上げるわけにはいきませんが、極力そういうことがないように努力をいたしたいと思つております。

○湯山委員 いまの自由化対策ですが、バナナの場合は関税を据え置

を終わりたいと思いますが、いかがでしょう。

○赤城国務大臣　私はぜひぶん検討の結果、自由化に賛成したのでございますから、自由化を取り消すという態度はとりたくないと思います。ただ、いまからの推移から見まして、生産者にどんな影響があるかということにつきましては、われわれのいままでの検討におきましては、私はそう大きな影響というものは考えておりません。しかし推移によりましては、どういうふうになるか、まだ慎重に検討してみなくてはならぬと思います。でございますから、方針といいたしまして、すべての方針で、さいぜん申し上げましたように、自由化というものを全然やらないというのは、孤立化する日本の政策ならば別でございますが、世界経済の中で自由化することを進めておる以上は、私は自由化というものはしなくちゃならぬ。自由化をする場合に、やはり国内の関税対策とか、国内の保護対策、これを事前にするか、同時にするか、あるいは事後にするか、こういうものと相まってやっていくということ、これは私どもの方針でございますから、そういう対策につきましては考えますけれども、いまの自由化したものをいろいろな事情があるから、ここで

取り消すということについて
は、私はちょっと考えられない問題で
ございます。そういうふうに御答弁申
し上げます。

○福田（一）国務大臣　方針といたしま
しては、農林大臣と同じでございます。
御案内のようにこの問題は、経済閣僚
懇談会において決定をいたしておりま
す。したがって事態がどういふこ

とが起きるかということ、こういうことが起きたときにもう一度そこへかけてきめる。これは一人でやったわけではないのでございます。私としましては、そのとき新しい事態が出た場合に、そのときに考えよう、こういうことにいたしたいと思ひます。

○湯山委員 時間もあれでしようけれども、私は、以前にそういうことを取り消した例もあるのですから、予期せざる影響がある、それからどうしてもやめなければならぬという事態があったときには——レモンの自由化というのは、率からいえばわずかなものです。それをするしないで、日本の国内の開放体制がどうこうされるという性格のものではありません。だからそのときにはやはり生産者の立場に立って、国内の農業の立場に立って——それからいまおっしゃった中ではやはり消費者の立場は重要で、そういう立場に立って、外ばかり見るのではなくて、そういう立場から取りやめる、再検討していまおっしゃったように対策を十分やって、それでもいかに場合には取りやめる場合もある、これは常道ではないでしようか。しかしそうならないように努力するというなら、それはそれでけっこうです。しかしとことんの場合の腹はそこなければ、さっきおっしゃったように、つい軽率にやって、グループフルーツもやった、オレンジもやった、やった以上はあとへ引けないのだ、こういうことになることを農民心理としては心配しておる。この一面もお考えいただかなければならない、こういうことですから、もう一度御答弁願ひます。

○赤城国務大臣 お気持ちはよくわかります。ですから私は先ほど申し上げましたように、いろいろな対策とともにこの自由化をして——あるいは対策があつたことになることもあります、こういう方法をとつていきたいと思ひます。またどうしてもこうしてもというような場合には、何も意地を張る必要はございません。しかしま通産大臣が言われましたように、これはみんなでいろいろな検討をした結果きめたことでございますから、軽率に一人だけで、どうもしようがないときにはこれをどうするということとは申し上げかねますけれども、しかしにっちもさっちもいかなるときまでがんばるといふ気持ちはございません。

○福田（一）国務大臣 ただいた農林大臣が申し上げましたとおりでございます。

○高見委員長 次会は明二十一日午前十時から開会することいたします。なお明日は午後一時から農林水産委員会、商工委員会連合審査会を開会する予定であります。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時十二分散会